

1. 議事日程第2号

(平成19年第6回大口町議会定例会)

平成19年12月6日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第61号 専決処分(大口町一般会計補正予算)の承認を求めることについて  
(質疑・討論・採決)

日程第3 議案に対する質疑

日程第4(追加日程) 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一 裕
教育長	井上 辰 廣	政策調整室長 兼総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正 利

環境建設部長	近藤 則 義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝 広
会計室 会計管理者	前田 守 文	教育部長	鈴木 宗 幸
教育部参事兼 生涯学習課長	三輪 恒 久	行政課長	近藤 孝 文
企画財政課長	近藤 勝 重	税務課長	松浦 文 雄
生活課長	村田 貞 俊	福祉課長	馬場 輝 彦
こども課長	鈴木 一 夫	保険年金課長	吉田 治 則
地域振興課長	星野 健 一	健康課長	河合 俊 英
建設課長	野田 透	都市開発課長	近藤 定 昭
学校教育課長	江口 利 光		

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長	近藤 登	議会事務局 次長	佐藤 幹 広
--------	------	-------------	--------

## 開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

## 諸般の報告

議長（宇野昌康君） 日程第1、諸般の報告を行います。

愛知県商工会連合会会長 権田淳男氏及び大口町商工会会長 酒井見義氏より、行政と地域商工業者と商工会の一体的支援体制の確立の陳情書が提出されましたので、所管の環境建設常任委員会に送付をいたしました。

## 議案第61号について（質疑・討論・採決）

議長（宇野昌康君） 日程第2、議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについてを議題といたします。

質疑は、大口町議会会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭をお願いをいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

議案第61号 専決処分（大口町一般会計補正予算）の承認を求めることについて、質疑に入ります。

ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） この件につきましては、特別委員会や全協等でも論議してきたところでございますが、議会側として十分に理解が得られない、こういう意見も多々あったわけであり、この建設工事の設計案等々については教育委員会の方で検討し、そして町長部局の方に持って来なさいということで仕事が進んできたというふうに町長からは御説明がございました。今度のこの専決で行われるものの少なくない部分が、一つは事前の調査等について十分になされていないのではないか。その上に設計をしたことにおいて多大な出費が新たに必要になったということがございます。

例えば第2工区の地盤改良工事、砂利採取跡地であるのに、その上に雨水貯留槽やプールな

ど重いものをつくっていいのかということについては特別委員会等でも指摘をしてきたところでありまして、大丈夫だということで工事が着工されようとなりましたけれども、建設請負業者である五洋建設の方で疑問に思って建設課の方に出向いて説明を受けたら、事前の説明の5メートルではなく12メートルまで掘削をしていたということがわかり、急いでボーリング調査を行ったら、やはり地盤改良をやらなくては済まないということが判明をし、そうしたことで地盤改良工事の追加が行われたと。その出費額は5,600万余り、莫大な額であります。この一連のことは明らかに町当局のミスであり、また事前にしっかり調査をしていなかった設計業者のミスであるということは明らかではないかというふうに思うのであります。

ちなみに、建設課長にお伺いしますが、五洋建設の方からそうした問い合わせ等があったのはいつごろでしたか。

同時に、町長は、教育委員会の方からのこの一連の追加工事の内容についての報告があったのは大変遅かったと。まとめてきたのが、たしか10月30日だということでありますけれども、私ども特別委員会が現場の視察をさせていただいたのは、9月議会最終日の9月26日であります。そのときには水が出た、あるいは地盤改良工事を既にやっている状況等も見させていただいたわけでありまして、私ども議員が正式に知ったのはその時点でありまして、町長部局は、かなりそれ以前にそうした状況等については把握をしていたというふうに思われるわけでありまして、10月30日にすべてを知ったということではなく、大部分についてはかなり以前から把握をしておられたというふうに思うわけでありまして。そうした中で、専決処分の予算措置もやらずにこうした工事が先行的にやられていたということについては、これは極めて条例違反であり、法違反行為が町当局によって行われていたという事実も歴然としております。

つまり2点にわたって大別すれば、大きな責任を負っていただかなければならないというふうに思うわけでありまして。一つは、事前調査等が極めて不十分で、そして設計上に大きな瑕疵があったということが1点、もう一つは、こうした状況をかなり以前から把握をしながら、予算措置も行わずに違法な行為を町当局みずからが行っていたという2点であります。このことについては、既に教育長や教育部長、あるいは副町長や総務部長からは各種の委員会や全員協議会等で謝罪の言葉があったわけでありまして、町長については直接そうしたことについての言明がございません。私ども議会では、町長のそうしたことについての責任の所見を明らかにしていただかなければ、この専決処分についても手を挙げて賛成するという気持ちにはなれないという意見が多く占めているところでありまして、町長の答弁もいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 大口中学校新築工事の第1工区の請負契約につきましては、昨年の9月28日に清水建設株式会社名古屋支店と契約を締結いたしております。これまで、議会を初め学校の先生や、明日の学校づくり検討委員会の皆様に建設現場を御視察いただき、徐々にでき上がる姿をごらんいただいております。

建設に際しましては、黒川紀章建築都市設計事務所、そして清水建設株式会社、両中学校並びに学校教育課により、毎週火曜日に現場の事務所において校舎の現場を見ながら、実際に利用する子供たちの安全対策や先生方の利用形態、そして各種の仕様等について検討を重ねながら進めてまいりました。学校には図面や教室の模型を持ち帰っていただき、学校全体、あるいは教科担当の先生方に実際の利用形態を勘案しながら確認していただくとともに、備品の設置場所やスイッチ、コンセントの位置に至るまで検討をいただいております。

こうした過程の中で、建築基準法への対応や建築確認申請で変更設計の指示があったもの、そして意匠の見直しによるもの、設計上不整合のもの、さらに安全対策や使用の形態の変更等について新たな提案が出てまいりました。学校教育課といたしましては、これらの変更に係る経費については現在の契約金額の中で、建築部材等の品質を変えることなく、設計見直しの中で対応していただけるものと考えておりました。しかし、黒川設計事務所が最終的に変更内容を整理したところ、追加費用が発生してくるということがわかってまいりました。黒川設計事務所としては、法律等により設計変更が余儀なくされたもの以外に、新たに追加等が出てきたものについては費用が追加になるという認識であり、学校教育課との認識のずれが生じておりました。

新たに追加変更したものについては、安全対策の面で、特にテラスやバルコニーでのフラットバーの間隔の縮小及び高さ等の変更をしたことや、先生方の利用形態を考え、2階、3階にある教科教員室へ子供たちが気軽に入出入りできるようにするため、教科ラウンジとの間仕切りを移動できるものとしたこと、さらに当初の設計から欠落していた新校舎から体育館へのブリッジ完成までの仮設通路の設置や、校章の設置についても追加で施工してまいりたいと考えております。いずれの工事も建設中の段階の対応でございます。これについても過日の特別委員会、そしてまた全協にも御報告をさせていただいたところでございます。

次に、第2工区の請負契約につきましては、本年6月21日に五洋建設株式会社名古屋支店と契約を締結しております。建設に際しましては、第1工区と同様、黒川紀章建築都市設計事務所、五洋建設株式会社、両中学校並びに学校教育課により、毎週火曜日に現場事務所において実際に利用する子供たちの安全対策や、工程、仕様等について検討を重ねながら、プール、野球グラウンド、校庭の建設を進めてきております。

こうした中、プール及び貯水槽の建設現場において掘削作業に入ったところ、大量の地下水

が発生するとともに、砂利採取による地盤の軟弱化により、その対応が急務となってまいりました。この地域は遊水池で、昔の木曾川の支流の低段であり、ある程度の水量は予想されましたが、夏場という時期的なものもあり、また9月には集中的な雨により北側排水路から2回ほど溢水をし、この水が現場に流れ込み、のり面が崩壊するとともに、加えて、つけかえしました用水路も崩壊するという危険性が生じてまいりました。このため、地下水を排除するためにディープウェル配管を2本打ち込み、7月30日から揚水を開始し排水を試みましたが、くみ切れず、さらに釜場排水で水中ポンプでの排水を追加いたしました。ディープウェル配管で毎分4トン、そして水中ポンプで1.5トンと、合計毎分5.5トンの24時間、約300メートル先の郷浦排水路まで仮設の圧送管で強制排除するという対応をしてまいりました。現在でも2.5トンにくみ上げていると報告をいただいております。

本来、5メートルにも及ぶ掘削工事は湯水期に施工するのが望ましいわけですが、プールの管理棟には中学校全体の心臓分とも言える電気設備関係、そして給排水設備関係が集中しており、校舎の建設にあわせて計画的に進行していく必要があります。緊急的な対応する中で工事を継続すべきと判断し、進めてきたものでございます。

次に、地盤関係につきましては、設計の前段階で中学校敷地3カ所においてボーリング調査を行っておりますが、このうちプール建設予定地内においては1カ所で行っております。町内では、通常、支持地盤面（GL）マイナス1.5メートル程度でございますが、このときの調査ではGLマイナス5メートルの支持層であるという結果が得られております。この土地は砂利採取の跡地であるため、入札後に五洋建設株式会社の申し出により再度ボーリング調査を行ったところ、平均でGLマイナス12メートルという結果が出てきたため、このままでは建設ができず、地盤改良を行わざるを得ない状況でございました。設計の前段階ではプール建設予定地内の中央部分で調査を実施ができたと思っておりましたが、結果として、ボーリング調査の不足や黒川設計事務所との調整不足により、このような事態を招くことになってまいりました。

このため9月26日には、先ほどお話がございましたように統合中学校特別委員会を開催いただきまして、状況の説明をさせていただくとともに、現場の視察をいただいたところでございます。

今回の補正予算につきましても、日々、火事場のごとき現場におきまして状況の報告を受け、対応の方法等協議を重ね、地盤改良及びプールの浮き上がり対策が示されたのも10月の中旬であり、地下水対策に苦慮しておりました。

その後、この補正に対します学校教育課の打ち合わせ、黒川事務所をお呼びしまして内容を聞き、精査をし、既契約額から最小限度の補正にとどめ、町執行部にお願いをし、統合中学校特別委員会、議会議員全員協議会を開催いただき、御報告をさせていただいてきたところでご

ざいます。

本来であれば変更の内容等につきましては、その都度教育長、そしてまた町長に御報告をし、意見を聞きながら、決裁を仰ぎ、随時議会に報告するとともに、予算の確保をし、施行すべきでございましたが、細かな部分で詰め切れていなかったことにより、このような事態になったことにつきまして大変申しわけなく、おわびを申し上げる次第でございます。

第1工区の校舎の建設は順調に進んでいる中で、第2工区のライフラインの確保は必須であり、黒川設計事務所並びに五洋建設と協議を重ねながら、わらをもつかむ思いで建設をしております。平成20年4月の開校に向けて鋭意進めていきたいと思っております。御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 田中議員さんから御質問のありました五洋建設が建設課の方に来て砂利採取のことを聞き取りしたのは、発注後1ヵ月後ぐらい、7月の下旬だというふうに記憶しております。

議長（宇野昌康君） 町長、御所見をいただけますか。

酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 田中議員から、この件に対しての町長のコメントがないということですが、今回専決をお願いした件につきましては、4月の開校に向けて今事業をやっておりますので、何とぞお認めをいただきたいというふうに思っておりますし、これまでの経緯については陳謝するつもりであります。お許しをいただきたいと、こういうふうに思っております。

今、具体的な内容について、どうしてこういうふうになったかということにつきましては、慎重に調査を行っておりますので御容赦を願いたいと、このように思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 町長から陳謝があったわけでありまして、教育委員会のさまざまな建設に対する対応を私なりに見てまいりましたけれども、井路敷問題から用地の買収問題、これらが遅々として進まずに、これは開校に間に合わないんじゃないかということで春先から夏ぐらいにかけては、大変だなあと、頑張ってもらいたいというふうに思っておったわけでありまして。課長や教育部長は、そうしたところにも奔走して御努力をいただいたことは十分に承知しておるわけでありまして、残念ながら、町長部局との連携がうまくいってなかったというのが私は大きな問題だったなあと、このように思うんです。先日全協でも、施主はだれだと、町長だという話がありまして、建設を直接するのは町長部局でありまして、その内容についての案をまとめ上げていくのが教育委員会だと、町長からも説明が全協であったわけ

でありますけれども、これだけの一大事業でありますので、用地買収からさまざまな対応、そうしたものについてのすべての案を教育委員会で全部まとめてこいと、予算措置がどうだということについても教育委員会が全部責任を持ってやりなさいよと言うだけでは、これは体制が不十分だったなあというふうに言わざるを得ないんです。様子を私なりに見てまいりますと、さまざまな補正措置が必要だということは、教育委員会の技術関係の職員等はかなり早くから承知をしていて、例えば企画財政課長にもお伺いしますけれども、企画財政課の方に、こういう場合はどうしたらいいというようなことでのコンタクトがあったように私思うんですけれども、教育委員会としては、建設課にも五洋建設から出向いている、予算措置はどうしたらいいかということについては課長や部長まで行かなくても、下の方でさまざまな論議があったと、コンタクトがあったというようなことではなかったのかなあというふうに思うんですが、そうした状況を的確に把握をしておれば、例えば町長部局の方から、もう少し教育委員会の方とのパイプを太くする、そうした役割を担う担当者、そうした者をつくっていくだとかというような対応ができてきたのではないかと。

つまり、こういう結果になったのは、町長部局と教育委員会とのパイプが十分に生かされていなかったというようなことではないのかなあというふうに思うんですが、ちなみに教育長は、毎日町長室に伺って、町長と情報交換をされているというふうに聞いておるわけでありましてけれども、それだけでは不十分だったということではないでしょうか。そういう意味では、今後、こういうことが起きないように、町長部局が建設者であるという自覚を持っていただいて、教育委員会とのパイプをさらに太くしながら、こうしたことの失敗がないようにしていただく必要があるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

それから、今、ちょっと触れましたけれども、企画財政課長にお伺いしますが、教育委員会のこうした建設に携わっている職員等から、先ほど言ったようなことについてのコンタクトがかなりあったんじゃないかというふうに思いますが、それらはどんなふうな状況だったんでしょうか。

それから、今、答弁がなかったのは、設計業者の責任です。こういう事例は前にもありまして、そのときの契約書を見させていただきますと、設計に当たっては十分な事前調査を設計者はしなければならないという一項目があるはずであります。そういう意味で大口中学校の体育館の耐震補強工事の設計を担った業者は、実は天井に手抜き工事があったということを事前にしっかり調査、把握をせずに、工事途中でそうしたことが見つかったということでミスを指摘され、そしてわび状を書かされ、設計者としての地位を剥奪されたということも今問題になっておるわけでありましてけれども、そういう場合の対応については公平に行うべきだという指摘に対して、全員協議会で総務部長の方から、公平に扱うべきであるということは同じ意見だと

いう答弁もあったところであります。

地盤改良、いわゆる砂利採取跡地についてのしっかりした支持地盤が5メートルではなくて、実は12メートルだったということについて後で発覚をした。これは、事前調査がしっかり業者としてされていなかったのではないかというふうに私は見るべきだと思いますし、また西館のアスベスト除去工事、これらも追加で900万円計上されているわけでありましてけれども、これらも大口中学校西館の当時の設計書などを十分に精査をしておれば、ここにアスベストが使われていたということは事前にわかったはずではないかというふうに思うわけでありまして。そうしますと、設計業者の事前調査が十分になされていなかったという責任が問われなければならないと思うんです。この責任は、どのようにとらえられておられるのか。もちろん、町当局や教育委員会が設計業者に十分な情報提供をしていなかったという面もありましょうけれども、設計業者の責任自体も従前の例に倣いながら公平に対応すべきだというふうに思いますけれども、このことについての所見を伺います。

議長（宇野昌康君） 教育長。

教育長（井上辰廣君） 今、田中議員さんの方から連携がまずいのではないかというような御指摘をいただいているわけでございます。結果論であります。本来であれば変更の内容等については町長並びに議会の皆様方に随時報告をしながら、意見をお聞きするとともに、これは御了承を得ながら進めていくところでございます。当然のことながら、町執行部との予算協議、あるいは決裁を受けて執行するところでございましたが、細かな部分での詰めができ切れずにこのような結果になったわけございまして、こういう点については、工事を進めている当該の教育委員会といたしまして深く反省をしているところでございます。

今後は事務局内外の連携をさらに密にしながら、報告や連絡や相談、あるいは決裁などを迅速・正確に行い、再発の防止に努めていきたい、このように考えております。どうぞよろしくお願いをいたします。

なお、黒川設計事務所のことについてでございますが、この1期工事、2期工事の内容をずっと詰めていく中で、黒川設計事務所にも来ていただきまして、この内容についていろんな質問をし、詰めていただいたところでございます。特に第2期工事の水槽の部分で、この容量が小さかったというようなこともございまして、前にも資料でお示ししましたが、2,302万8,000円については黒川さんの方で責任を持ってくださいということで精査をしてきたところでございます。

いずれにいたしましても、行政上の迅速な決裁や、あるいは対応が欠けていたということにつきましても、今後、十分に意を払いながら進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 田中議員の西館のアスベストにつきまして答弁をさせていただきます。

西館のアスベストにつきましては、校舎の取り壊しに当たりアスベストの処理が終わっていないという、天井だとか、そして壁面の裏側の一部に出てきたための処理でございます。本来ですと、一番最初の計画は7月7日に入札を執行いたしまして、夏休み中に西館の校舎を取り壊す予定でございました。その入札が不調に終わりまして、夏休み中の除去ができなかったところでございます。そして入札が行われたのが9月13日でございます、そして9月26日に、議会の最終日に契約の議決をいただき、そして28日に契約の締結をいただいたところでございます。

その中で、アスベストの基準が1%でございましたが、それが今年の10月1日から、その基準値がアスベストの重量が0.1%を超えるものについてはということで法の基準が変わってまいりました。そんなこともございまして、天井をはがしてみないとその含有量がわからない状況でございまして、先ほどもお話をさせていただきましたように、町長部局への報告等が遅くなり、また議会の皆様にも連絡するのが遅くなってしまっていて、このような状況になってしまいました。そして10月以降、アスベストがその基準値になったということで、今回の対応になったわけでございます。本来ですと、18年度中にすぐ報告をしながら、予算の財源をやり、変更契約をしなきゃなりません、今のような状況になってしまったことに対しまして大変申しわけございませんでした。どうぞ御理解のほどお願い申し上げます。

議長（宇野昌康君） 企画財政課長。

企画財政課長（近藤勝重君） 田中議員さんから御質問いただきました。学校教育課との予算等の話はいつごろあったかというような御質問の内容でございました。11月半ばぐらいに第1工区の変更分、第2工区の変更分の金額及び工事内容等を学校教育課から把握し、今回専決、12月補正ということに至りました。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今の学校教育課の中で建物の建設等を行うことについての考え方でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、さらには本町における教育委員会の事務局組織規則等を見る限りでございますが、学校の設置、教育財産の取得の事務を行うことが規定されておりますが、教育委員会事務局がこれらの事務を行うことは何ら問題がないというふうに考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 学校が建設されますと、建設者は大口町になるわけです。教育委員会じゃないんですね。町長もかつて言っておりましたけれども、設計内容や、あるいは変更などがあれば、それは教育委員会の方で精査をし、まとめ上げて町長部局の方に持ってきていただくようにしてあるんだと。教育委員会は独立しているから、下手に町長部局から介入できない、言うことはできないんだという趣旨の発言もございました。しかし、施主が大口町であり、その最高責任者は町長でありまして、この中学校建設の内容等について教育委員会任せではないはずであります。また、あってはならないというふうに思うわけでありまして、そういう意味では、この中学校建設については、その設計、それから工事の内容、その監督、すべての権限が教育委員会にあって、予算措置だけは町長部局であると。それから、その工事の内容等についての積極的な町長部局からの関与や把握や、あるいは精査、あるいは決裁については、すべて教育委員会から上がってこなければ町長部局としては何もやらないということではおかしいと思うんですね。そういうふうに任せっ放しで、教育委員会におんぶにだっこの的な気分であるからこんなことになったんじゃないですか。

教育委員会としては、やるべきことは山積みされているわけですよ。用地交渉、それが済まないと開校が間に合わない。あるいは、開校後の対応もにらみながら、さまざまな準備も進めなければならない。そういう意味では、人員不足だというような声も現場からは聞こえてくるのは承知をしていただろうというふうに思うわけでありまして。そういう意味では、今、教育長からはパイプを太くしたいというわけでありましてけれども、限られた人員の中で、とりわけ建設ということになると、2人の技術屋さんが配置をされておりますけれども、ほぼそこに任せっ放しではないのか。そんなふうに行っていること自体が今日の事態を招いた大きな要因ではないのかというふうに思うわけでありまして。

今、総務部長から、何の問題もないと、教育委員会にはやる権限があるんだということでありましてけれども、町長部局として体制的に組織的にこれを支え、あるいはみずから推進するという構えが欠落していたのではないかというふうに思います。批判するばかりではありませんが、今後の対応に間違いがないように、しっかりやっていただきたいがゆえに指摘をしていることでもあります。

それから、設計会社の責任問題であります。これについては、今、西館のアスベスト除去工事については、教育部長から取ってみななければわからない含有量というような説明がありましたけれども、ここにアスベストがあること自体はわかっていたんですか。それをつかんでいなかったから、こういう事態になったんじゃないかなあというふうに私は思うんです。もし、ここにアスベストが使われていたということが事前に把握されていないのであれば、これは事前調査不足ということになるんじゃないかというふうに思います。

それから、地盤改良工事の追加が5,600万円も必要になったということについても、これは町当局にも対応のまずさがあったと言わざるを得ませんけれども、設計業者も事前調査不足の責任を問われるべきだということを再三指摘しておりますけれども、そのことについての御所見をもう一度伺っておきます。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） アスベストについてであります。アスベストにつきましては昭和63年ごろに大きな問題になったという経過があるわけですが、当時学校の調査を行いました。1%以上のものにつきましては必要な処理を行ってきております。設計の段階では処理がなされていたという認識であったわけですが、基準が変更されまして、再度調査を行い、必要な対応を行ってきたということでございます。

アスベストが使用されているかどうかを確認するためには、事前に天井裏、あるいは壁面、床等、すべて解体をしなければ確認することができないわけでありまして、今回、結果といたしまして解体時に新たにアスベストが出てきたことにより、設計事務所との調整不足があったということは否定をするものではございません。

それからボーリング調査の方でございますが、ボーリング調査につきましては実施設計に入る前に、平成17年の夏ごろになります。中学校建設予定地内3カ所でボーリング調査を行いました。プールの建設予定地内におきましては1カ所で行っております。この調査に当たりましては、設計事務所とも相談をしながら場所の選定をしてきております。調査の結果では、先ほども御説明をさせていただきましたが、GLマイナス5メートルで支持層があるという結果が得られております。それで、貯留槽の底盤がちょうどこの支持層の高さに来るということから、この結果をもとにしまして貯留槽並びにプールを建設することが合理的であるという判断によりまして、この位置に計画をしたものでございます。

しかしながら、現場で掘削作業に入ったところ、地盤にあやしい部分があるということから、五洋建設の申し出によりまして再度調査を行っております。結果といたしまして、事前の確認不足、あるいは調査不足があったことにつきましては、まことに申しわけなく思っております。

地盤改良の必要性を受けまして、プールの建設場所を変更するということも考えられたわけですが、プールの管理棟には中学校全体の心臓部とも言える電気、給排水設備が集中しておりまして、校舎の建設に合わせて事業を推進していく必要があったということでございます。

また、プールの位置を変更するということになれば建築確認申請の変更が必要となっておりまして、これに数ヵ月必要であるというようなこともございまして、地盤改良を行いながら緊急的な対応をする中で工事を継続し、進めてきたということでございます。よろしくお願いいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほど私がお話をさせていただいたのは、教育委員会における事務、さらには教育委員会と町長との関係でございますが、町は予算の執行についての職務権限を有しております、その予算の執行についての総括責任者であり、その適正な運営について責任を負うというものであります。そして、教育委員会等の他の執行機関が行う事務の内容についてまで介入する権限を与えられたというものではないという意味で、本町における条例、規則、さらには要綱等の規定の中で問題がないというような御回答を申し上げたものであります。

それから、今回のこの件につきまして町長部局との連携、教育長さんもお話をされましたすけれども、町長部局とのパイプをさらに太くしてというお話があったわけですが、この件に関しましては当初から、この事業が始まる段階からですが、議会、あるいは公の場でも関係者がお話をしておりましたように、教育委員会、あるいは学校教育課の事業だけではなくて全庁挙げて、関係者の皆さんが学校をつくり上げていくという視点でこの事業を進めなければならない、進めていくということでございまして、そういう面に関してこの事態が起きたということに関しては、非常に申しわけなく、深く反省をしておりますが、私ども町長部局におきましても、教育委員会と連携を密にして対応してきたつもりでございます。

ただ、今回の結果から、職員の配置、あるいは組織云々、あるいは事務分掌が云々というような議論になっておるわけですが、二度とこのようなことが起きることのないように、先ほども町長が申しましたように、今、詳細な調査を進めておるところでございますので、よろしくをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、総務部長さんが、町長部局の方は、その予算の執行等は私のところだというようなお話をされましたけど、これだけの大口町にとって大きな事業であるわけですので、庁舎内が一体になってやっていかないとできないんじゃないかなあというふうに思うんです、私はね。というのは、総務部長さんが言われることはよくわかるんだけど、私も市役所におったからね。だけど、例えば2,600人も職員を抱えている市役所と、本当に正規の職員が200人足らずの役場とは、やっぱり規模が違うんですよ。例えば技術系の職員というのは、本当にこういう小規模な役場というのは少ないと思うんですね。事務系の職員が非常に多くを占めている現状がありますよね。そういう点では、そういう部分では大変手薄になっていく。だからこそ一致団結してこうした事業を進めていかれる、これからそうしたことで進めていただきたいなというふうに私は思います。今のは要望にしておきます。

それからもう一つ、アスベストの問題なんですけれども、壁や天井をめくらないと、これはわからないことであったというふうに何度も答弁されておられます。しかし、大口中学校の体育館の耐震補強工事、これをまた例に出すわけなんですけれども、このときも、後から以前の手抜き工事箇所が見つかったんですね。これ、どうして見つかったかといったら、その天井をはがして初めて見つかったんです。その見つかったことによって、これは最初に設計したときには、その壁をはがすわけにはいかんわけですので、なかなかこの業者も見つけることができなかつたと思うんです。だけれども、見落としをしたという責任をとらされて、町に対してわび状を入れたということだと思えるんですけれども、教育委員会にわび状を入れたわけじゃないと思うんですね。町長にわび状を入れられたということだと私は認識をしているわけでありませぬ。

じゃあ、今回のアスベストの問題はどうかというと、今の御説明を聞いていると、天井や壁などをめくらないとわからなかつたんだと。だからこれはしょうがないんだというふうに言われましたけれども、しかし、この以前の体育館の耐震補強工事の事例と何ら変わらないんじゃないですか。めくらないとわからない。現実使っている体育館や校舎ですので、めくるわけにいかんですよ、現実使っている校舎を壊すわけにいかんわけですので。これはどちらも同じことなんですけれども、しかし、片一方では、町はわび状を入れよといって迫り、そして当時の設計業者はおろされる。しかし、今度の大口中学校の西館のアスベストの問題については、何ら設計業者に処分が下されていない。これは、私は余りにも不公平ではないかなあというふうに思います。

総務部長は、過日の全員協議会では「公平な取り扱いをする」というふうに答弁がありましたけれども、先ほどの田中議員の質問の中でも、一体どういう公平な対応をとられるのか、答弁がありませんでした。この点についての御答弁を求めたいと思います。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 吉田正議員さんから先回の、これは平成12年のときの中学校の工事に関連してのお話がありました。このときの内容につきましては、私どもの方の当時の書類を少し見させていただく中で、経過の中でいろいろとわかってきたこともありましたので、きょう、ここでちょっとお話を申し上げますけれども、当初設計事務所さんをお願いを申し上げたのは、こういった経過のものがわかってきたという形の中で、設計事務所さんとしての見解を一度お聞きしたいということが、実はお願いを申し上げた経過の中で、設計事務所さんからはこういった経過になったことを残念に思うということで文書をいただいたという経過でございます。

今、吉田正さんの方から公平にという考え方のお話が出るんですけれども、何度も教育課長の方からお話を申し上げておりますように、実は今回の取り壊しについては、7月7日に入札

をいたしまして不調に終わったと。その段階ではアスベストの基準といいますのは1%以上だという規定があって、そういったものの工事については既に対応がされておったということですね。それをできることならば、8月の夏休み中に何とか処理をしたいということを用意しておったんですけれども、入札が9月になったといった中で、実はその基準が10月に変わってきたと。それは1%から0.1%になったということでございまして、そういったものの中でございますので、一度中身を調べてみないとわからないと。ですから、今言ったように1%ではなくて0.1%の基準に変わったことによる、そういったものによって1%を超えるものについては既に対応ができておったということでございますけれども、そういった基準が違っておったということでございますので、そこで変わってきたことによって新たに経過が出てきたという形のものでございます。

また、いずれにいたしましても、この関係について今お話がありますように、総務部長からも、また町長からもお話がございましたけれども、この間に至った経過、あるいは内容につきましては、今現在、工事に取りかかっている中ではございますけれども、全体のものについて一度調査をさせていただこうということで、今、調査委員会を実は作りまして調査をさせていただいておるような状況でございます。これにつきましても、今回のものについての経過、あるいは今言ったそういった内容等についてのことにつきましても、一度調査をする中で、そういったものについても、さらに内容等の確認をしていきたいというふうに思っておりますので、そういった点で、今回、このような形で御迷惑をおかけしたことについては、大変本当に申しわけなく思っておりますけれども、いずれにしても、今の調査をする中から、そういったものが何とか少しでもきちんとした明確な形でできないかというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

( 挙手する者あり )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) わび状というのはどういうものかということなんですよ。相手から謝れと言われて、それで出すのがわび状じゃないんですか。自主的におわびしますというようなことを出すような人というのは、私はいないと思うんです。こういう経過があったから、そういうわび状が出てきたんだというような、ちょっとよくわからん御答弁があったかと思うんですけれども、しかし、わび状ということなんですよ。経過報告でも何でもありませんよ、わび状だそうですよ、総務部長の先日の全員協議会での御説明では。じゃあ、だれがわび状を出せと言ったのかということになるんですよ。それは、わび状を出せと言ったのは町当局の方じゃないですか。

それからアスベストの関係ですけれども、例えば役場の庁舎内でもアスベストの調査をやら

れて、それでアスベストの対策工事もやられました。そうですね。それを調べてみたら、1%に満たないところも何カ所があったというふうに私記憶しているんですね、そういう点では。だから、要するにその当時のときには1%以上ということであったけれども、10月になったらそれが0.1%に変わったということでもありますけれども、しかし、事前に一定そのアスベストの調査はやられていたわけです。今回、その壁等をめくってみないとそれはわからないものだったんだと、また新たに出てきたんだというような答弁だったんですよ。であるのならば、その点について、なぜその設計の段階で調査ができなかったのか。それは、私、まだこれ納得がいかない問題だと思います。当然私は、ここでは業者の責任というのもあると思うんです。それが1%に満たないとか満ちるとか、そういうことではなく、当然調査をしているわけですので。そうでしょう。それを、しかも、めくらないとわからなかったから仕方がないというようなことは私は通用しないと思います。これは大口中学校の体育館の事例からしても、私は明らかではないかなあと思います。

それから、第2工区の地盤改良の問題でありますけれども、設計の段階では5メートルのボーリング調査をやられて、これで十分だというふうに判断したのは、じゃあだれが判断したんですか。町が判断したんですか、設計業者が判断したんですか。だれが判断したんですか。当然私は、これは設計業者が判断し、そして最終的には施主である町長もそれでよしと判断されたんじゃないかなあというふうに思うんですが、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 今の中学校の関係についてあいまいであるというようなお話でございますけれども、記録で申し上げて申しわけないんですけれども、そのときは1月12日でございますけれども、設計事務所さんに対し、設計監理者としての不備について確認するとともに、見解を文書で御提出をいただきたいというふうにお願いをしたと。それが1月15日に出たということで、決して今のわび状を出してくださいというようなことではないというふうに私の方としては理解をしております。

また、表題につきましても、「設計業務及び委託業務について」という見出しで出ておる書類でございます、そういった点で、この間、こういった事態になったことについて御迷惑をおかけしましたという形のものでございましたので、少しそこら辺についても違うのではなからうかということと、またなおかつ、その設計の関係について、その内容についてどうなのかということでございましたけれども、途中から今の設計業者が変わったということにつきましても、当時のこの記録で見ますと、そのことについても設計事務所さん、あるいは今の建設会社、あるいは町も合同で打ち合わせをいたしておりまして、その中で今後の内容についてのごとでございますが、その当時やってみえた建築事務所が実施設計を請け負われないかという

ようなことでもございましたけれども、当時としては今の設計事務所さんの方は、これは斉木さんとは違うところでもございましたけれども、斉木さんの方から同じ建築事務所で依頼する方がベターと思われるよということの御指導もいただいたんですが、当時の担当の方から、実はその建築事務所さんの方が補修工事の実施設計は受けないというような意思を表明してみえますということもございまして、当時としては町の緊急な対応と、それからまた今の建築事務所さんに、本来、その方をお願いすべきではなからうかという形のこの事情を考慮して、たまたま代表者が現在京都の大学で建築設計の助教授をしているということもあって、本町の過去の公共工事数多く携わってきていることから信頼できる会社ということで、当時は濱田建築事務所をお願いをするという形で打ち合わせをさせていただいて、そういう協議をさせていただく中で、実は設計事務所の設計段階につきましても、補修工事の実施設計についてはそういう取り扱いで進めてきたという記録になっておりまして、私どもそういう形で、少しそういった点での認識が私どもが違ってもわかりませんが、決して今の更迭というような考え方ではなくて、お話を申し上げながら、そういったことをしてきておいておるのではなからうかというふうに当時の書類から判断をしたところでもございますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 今の話を聞いておると、いかにも黒川紀章建築都市設計事務所には責任がないかのような答弁が繰り返されているというふうに私は思います。しかし、そういう答弁を繰り返しておられても、私には今の説明を聞いていてもさっぱり理解ができない。以前の大口中学校の体育館の耐震補強工事ではわび状ですからね。陳述書でも何でもありませんよ。これを町から入れろと言われたから入れたんですよ。じゃなかったら、こんな言葉が出てきますか。どう考えても今の答弁では私は納得がいかない。きちっとその経過等々も今後も調査していただいて、公平な処置をしていただくのが私は行政の平等ではないかなあというふうに思います。

それから、第2工区の地盤改良の問題なんですけれども、答弁を聞く前に、もう私、席を立ってしまいましたけれども、当然その5メートルでやるという計画はしていても、今、仲沖等々で行われている砂利採取も、もう既に6メートル、7メートルを優に超え、どんどん今掘削している最中ですね。私も11月28日だったかな、たまたま通りかかってびっくりしたんですけども、また大型のコンボが2台も入ってどんどん底を掘っている。側面を削っているならまだわかりますけれども、底をどんどん掘っている状態です。こういうことは町の方は、指示書というものを出して今対応しておられるということも聞きますけれども、現実こういうこと

が今でも行われている。大口町の地下水を保全する条例ができてもそういうことが行われている。しかし、この第2工区の土地については、そうした規制もなかったというふうに私は思うんですけれども、そうするとそれが5メートルで本当に済んでいたかどうかということは、だれの間からも見ても、もともとそれはおかしいよということになるんじゃないですか。聞くまでもないことだったというふうに思います。

そういう点で、設計の段階で5メートルのボーリング調査で十分という判断をした、その判断は今となっては誤りだったという結果になるわけですけれども、しかし、当時の砂利採取の状況を知っておれば、当然これはそれ以上掘削しているだろうということは明らかじゃないですか。そういう点では、これは私は設計の段階のミスであると言わざるを得ない。そういう点で、これは町としても責任はあるし、そして設計事務所にもその責任があるというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） ここで、会議の途中ですが、10時50分まで休憩といたします。

（午前10時32分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時50分）

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今回の大口中学校の建設に係ります第1工区及び第2工区の変更等につきましては、非常に重要な案件でありまして、これにつきましては、先ほど町長からも答弁をされましたように調査を進めておりまして、そういう中で公平性を保つように努めてまいります。よろしくをお願いします。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） ボーリングの場所につきましては、先ほどもお話をさせていただきましたが、設計事務所とも事前の確認を行いながら進めてまいりました。プール建設予定地内におきましては、1カ所でボーリング調査を実施いたしております。このボーリング調査をした時期は、ちょうど稲作の時期でもありましたので、地主の方にできるだけ迷惑がかからないようにというような配慮もございまして、結果として1カ所で実施をさせていただいております。調査の結果、5メートルという結果が出ましたので、この結果を優先しまして進めてきたということでございます。

実際にボーリング調査を行った箇所は、砂利採取現場の西側付近になっていたということであります。こうしたことから、結果といたしましてこのような事態になってきたわけでありま

すが、事前の調査箇所の不足、あるいは設計事務所との調整不足があったということにつきましては反省をいたしております。

今後につきましては、こうしたことのないよう十分注意をしながら進めてまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正輝君。

14番（吉田正輝君） 一つお聞きをいたします。1番のアスベストに関しては、検査の結果1%以上のところはやったということは、0.1だからやらなかったということならば、これは全体を検査したということは、ここからここまでは0.1だからという検査した報告があればこの金額は認めてもいいんですけど、報告がないということは、これはこの箇所も全体に調査をしなかったということじゃないですか。その辺をちょっと教えてください。

それと、2番と3番のテラス、バルコニーの改造があります。これは、いつのどういう会議で話が出たか。それから、その結果によって、この改造をすることがいつ決定されたか。それと、それに対する発注をどこの部署からされたか。それで、設置工事、取り付けはいつ完了したか。それをちょっと教えてください。

それからプールの件の話ですけど、全協の折に黒川設計にただしましたら、私の方は町から報告をもらった資料をもとに設計したという回答がありました。そのときに黒川設計としては責任ありませんというような答弁でしたが、そうしたら町の責任じゃないかということになりますので、それと先ほど教育課長から設計事務所と共同でボーリング調査を3カ所やったということを言われましたけど、これどこの設計事務所ですか、それもお知らせください。

それで、その結果によって、そのときにも言いましたけど、何千万、1億に近い設計料を取って、町のボーリングの結果を信用して、その結果によって設計図を全部かいたという答弁でしたけれど、これもまた、それだけの設計料を取って町を信用してやるというもおかしな話で、僕ら第三者から見れば黒川設計にもかなりの責任があるんじゃないかと、そのように思っていますが、いかがでしょうか。

それと、先回、3日の全協で、この専決処分の金額1億7,000万円は暫定だと聞きました。ここにありますように、「今回の見積もりは黒川設計事務所から出ているわけですが、今後は、この部分を精査する中で、第三者にも対応できるような積算根拠をつかみ、それで変更を付けていきたいと思えます。これはあくまでもアップパーであります」という回答がありました。この回答によってあれですけど、これいつまでにこの結論を出されるか、その辺をちょっとお聞かせください。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） アスベストにつきましては、基準が変更になったということによりまして再度調査をいたしております。その結果、アスベストが発見され、それを処理してきたということでございます。

それから、テラス、バルコニー、いつごろかというお話ですが、昨年の中ごろ決定をいたして……。

14番（吉田正輝君） はっきり言ってください。中ごろじゃわかりません。

学校教育課長（江口利光君） 18年12月の中ごろで、それからボーリング調査はどここの設計事務所と……。

14番（吉田正輝君） いやいや、これ、いつ決定して、いつどこの部署から発注されたかということ。

学校教育課長（江口利光君） 設計事務所につきましては……。

14番（吉田正輝君） いやいや、それじゃないです、それはまた後の話じゃないですか。今のバルコニーのフェンスの件で、どういう会議で話し合われて、それをいつ決定されたかということ。

学校教育課長（江口利光君） どういう会議でって……。

14番（吉田正輝君） いろんな先生たちの会合の結果、こういう広いから狭くするというあれでしょう。

学校教育課長（江口利光君） 設計の前段階の話でございますので、黒川設計事務所と学校教育の中で話し合いをしまして……。

14番（吉田正輝君） それはいつやられたの。何か試作品をつくって見てもらって、これでは広いで狭くせよということになったという、何かこの間説明をもらったんですね。

学校教育課長（江口利光君） テラス、バルコニーにつきましては、毎週の週例の中で学校の先生を交えて打ち合わせを行う中で判断をし、12月の中ごろに決定をしてきたということでございます。

14番（吉田正輝君） それをどこの部署から発注されたかということを知りたいんですよ。

学校教育課長（江口利光君） 週例の方で打ち合わせをしまして、結果として手すりの間隔を狭めるということで、その週例の中で判断をしまして発注をかけたということでございます。

14番（吉田正輝君） まだ落ちているよ、いつ、どこの場所から発注されたかということ。

学校教育課長（江口利光君） 発注の時期につきましては、12月の中ごろ。

14番（吉田正輝君） 決定と同時に出了たの。

学校教育課長（江口利光君） 12月中ごろに発注をしておりますが、その前段階で試作品をつ

くって検討をしてきております。その結果、12月の中ごろに発注をしたということでございます。

それから、ボーリング調査の件につきましてですが、これは黒川設計事務所と調整をしながら進めてきたということでございます。

それから、今回補正予算で計上させていただいております1億7,000万の設計の金額につきましては、現在、黒川設計事務所において積算中でございます。近日中に金額が出てまいります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正輝君。

14番(吉田正輝君) ちょっとあんまりわからなかったんですけど、この手すりについては18年、去年12月中ごろに広いということが出て、これをやられたということですが、1年たっているんですよ。それで、今まで何にも報告なしですか。

教育長、そういう報告は、全然町長の方に報告なかったんですか。町長は、この間、10月30日より聞いておらんという話を言ってみえましたが。そんな1年もたって、それからこういう統合中学校建設特別委員会とか全協とかいろんなもの、何回もあるんですけど、一回も報告がしてないんですけど、それはちょっと何か報告無視、連絡も報告も、例の「ハウレンソウ」じゃないですけど、そんなことがまかり通っておるんですか。

それと今の砂利採取の跡ですけど、これは僕は黒川にも責任があるんじゃないかということを行っているんですが、町としてはないということで、決めてみえるんですか。その辺のところと、1億7,000万の専決予算、これは近日中ということでは、1年たっても近日になるものですから、いつまでに出すとか、はっきりした日にちを教えてください。以上です。

議長(宇野昌康君) 教育長。

教育長(井上辰廣君) 昨年の12月のことが全然報告されていないと、今ごろだということですが、建設特別委員会で申し上げてきたところでございますけれども、相殺ができるという前提で私どもはやってまいりましたので、その辺のところは設計事務所と認識が違っていたということございまして、中で相殺ができるという前提で進めてきたものですから、この点は大変申しわけなかったなあということを思っております。これは前にも御報告を申し上げたとおりでございますので、よろしくお願いたします。以上です。

議長(宇野昌康君) 学校教育課長。

学校教育課長(江口利光君) 設計の積算につきましては、来週の月曜日までに提出するというになっております。

先ほど12月の中ごろということ御回答をさせていただきましたが、日にちが違うというよ

うなことで、詳細につきましては、後ほど御回答させていただきます。よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正輝君。

14番(吉田正輝君) 今、教育長が言われましたけど、その相殺というようなことは、これは10万とか100万までぐらいならまだあるかもしれません。これ両方で1,500万ですよ。1,500万なんていうのを相殺でやれると思ったので今まで1年ほかっておいたなんていうことは、ちょっと通るような話じゃないと思うんですけどね。

それで、そういうことだから、教育長、おれが責任とるとか、そういうようなことを思ってみえるんですか、これだけ今になって1,500万請求されて。一遍その辺、御回答ください。以上で終わります。

議長(宇野昌康君) 教育長。

教育長(井上辰廣君) この問題につきましては、黒川事務所と、例えばランチルームの大きな天井の排気の問題だとかいろんな点で、地震のときにどうなるとか、実は大きな変更もございまして、その中で相殺をしていくというようなことございました。ところが、先ほども部長が報告を申しあげましたように、それにはデザイン上の問題だとか、あるいは安全上の問題だとか、あるいは建築基準にかかわる中身の大きな変更については認めていくという前提があったというようなことが後でわかってきたものですから、こういう結果になったということで、私どもにも認識の違いがあったのかなあとということで陳謝を申し上げているところでございます。よろしく、ひとつ御理解がいただけたらというふうに思っております。お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 吉田正輝君。

14番(吉田正輝君) 食堂なんかも電球を取りかえられるように、下へ自動的におりてくるというようなことも、この間いろいろ説明を聞きました。それはありますけど、先回の全協だと思んですが、その相殺に関して私は、その資料、どれとどれと相殺されたとか、いろんな内容を教えてくれと言ってありますが、いまだに出てきていません。これを出してもらって見ればある程度のことはわかるんですけど、そういう資料がまだ出ていませんので、一遍議長、早急に出してもらおうようにお願いいたします。以上であります。

議長(宇野昌康君) 今、吉田議員の質問の中にありました資料がまだだそうでございますので、早急に出していただくようお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 酒井久和君。

13番（酒井久和君） 関連でお願いやら質問を申し上げます。

この件につきましては統合中学校建設特別委員会で11月12日に、関係職員の方、あるいは委員の方を含めまして熱心に討議をいたしました。そのことにつきましては、過日の12月3日の全協において概要を発表させていただいておりますことは、皆さん方は御承知のことだというふうに思うわけですが、いろいろときょう熱心に討議、質疑されましたが、この件につきましては、十分に調査・精査するということが今発表されたわけですが、それで、調査委員会を立ち上げてやっていただけるということは今聞いたわけですが、早急にこの調査結果を報告していただきたい。11月12日の特別委員会のときにおいてもてんまつ書の提出をお願いしておることもありますけれども、いまだにそれは出していただけておりませんが、調査委員会をつくってやっていただけるということであれば、その結果は同じような内容のものであろうというふうに推察いたしますので、ぜひとも早く出していただくことがベストではないかなというふうに思うわけですが。

それで、委員長はどなたで、いつごろまでにそれをやられるか、その点についてお願いを申し上げます。

先ほど来、いろいろと皆さん方から御意見が出ておりますことは、特別委員会の中でも十分討議された事柄が多かったです。特に今のアスベストの件とか地盤改良の問題、この問題については大変な議論をしたわけですので、十分その辺を留意し、調査を行っていただきたい。その旨、お願いを申し上げます。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 調査委員会は、副町長をトップに部長職で構成しております。結果につきましては、できる限り早く出していきたいというふうに思います。これだけ特別委員会、さらには全協、本会議の場においても議員の皆さんから多々質問をいただいております。これらの案件について十分にお答えができるような調査内容にしていきたい、またしていく必要があるということを考えておりますので、今いついつまでというような期限をお示しすることはできませんが、できる限り早くやりたいと思っています。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 丹羽勉君。

7番（丹羽 勉君） 学校問題につきましては、事前の調査、それから計画以前にもいろいろ問題があったらと思う。その中で、未買収水路周り仮設通路設置撤去盛りかえ工事等848万5,000円というのがあります。これは計画の段階で既にわかっておったことだろうと思います。それが放置されたまま1期工事も進められ、2期工事に入る段階でこれを処理しなければ

ばならないということについては残念な結果だったと思います。しかし、これから先、小学校の建設等も考えられるだろうと思います。こういう計画、事前調査というものがおろそかにならないように、今後はこういうことに気をつけていただきたいと思います。ぜひそういうことで、担当の方の二度とないような決意をひとつ表明していただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 丹羽議員から、学校の敷地内にありました水路敷への乗り入れだとか、そしてまた野球グラウンドからの土砂の搬出等についての御質問をいただきました。同じ課でありながら、片方は用地買収でお話をさせていただいた。また、その乗り入れについても、相手さんにお話ができるまでは土一つだとか石ころ一つも落とさないという条件でお話をさせていただいておるといような状況の中で、こういうことができてしまいました。これについても、その乗り入れだとか、またプールの南側に土砂の搬出経路もつくりましてやった行為でございます。

今後につきましては、こういうことがないように、課内の中で十分調査をしながら、話をしながら取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） 先般、大口中学校の方を視察させていただきまして、本当に素晴らしい中学校をつくっていただいております。子供たちがあそこで勉強していくということは、これからの大口町にとっても素晴らしいことではないかなあというふうに思います。

先ほどより、いろんな議員の皆様方から御意見があります。学校建設の委員長さんからも、調査報告書が、てんまつ書なり、それに似たようなものではないかというふうに優しい言葉をかけられておったと思いますが、私は、調査書と、それからてんまつ書、もしくは始末書というものは全然違うものだというふうに思っております。

先回の中学校建設特別委員会の折に黒川設計の方にたださせていただいた折、意匠を余にも大事にするがための設計ミスというのは多々あったような御回答がございました。その折に、黒川設計の方にも始末書を出していただきたいという旨を発言させていただきましたが、その件に関しまして当局の方にお返事があったのかないのか、ちょっとそこら辺のところをお聞きしたいと思います。

先般、持ち帰って返事をするというふうに言っていたと思うんですが。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 黒川事務所からは、まだその返事については伺っておりません。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 鈴木喜博君。

9番（鈴木喜博君） 11月12日に前回の委員会をやらせていただいて、約1ヵ月近くがたっておるわけですが、いろんな今回のこの内容につきましては、本当に後回し後回しという形の中で進んできたと思います。学校を来年4月1日に開校ということで、開校ありきが先に来て、内容に対しては本当に後回しということがすごくあるのかなあというふうに思います。

これは私は、本当に議長名でも、その黒川設計に対しててんまつ書なり、また始末書なりを出していただくように強く要望をしていただきたいなというふうに思います。

この第1工区にしる、第2工区にしる、この中では変更だの追加だのということですが、言葉はいいようなもので、実際のこと言えば忘れておったという問題もございます。委員会の折にも言わせていただきましたが、校章などは本当に、何を今回、この建物をつくっておるのかなあ。そして、この校章を忘れておったなんていうばかげた話は本当なのかなあというふうに思っております。ぜひ今回、体育館の折にも出ましたが、設計事務所からわび状を取ってということをおっしゃっております。本当に公平な立場で行っていただきたいなというのを強く要望させていただきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 答弁よろしいですね。

（「はい」と9番議員の声あり）

議長（宇野昌康君） 他にありますか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第61号の質疑を終了いたします。

これより議案第61号の討論に入ります。

ありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって討論を終了いたします。

続いて、議案第61号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 異議なしと認めます。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

### 議案に対する質疑

議長（宇野昌康君） 日程第3、議案に対する質疑を行います。

議案第62号 大口町地域交通推進会議設置条例の一部改正について、質疑に入ります。  
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第62号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第63号の大口町手数料条例の一部改正について、質疑に入ります。  
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 印鑑登録証の発行ということは、通常印鑑手帳と呼ばれているものだと思うんですけども、今の登録証の制度に下さいよという国の指導もあって、それは昭和49年ぐらいだそうでありますけれども、当時の自治省が印鑑登録事務処理要領というのを出されて、そういう中で今の登録証というのができるようになったんですね。それまでは実印を持参しなければならないだとか、そういう手間もありまして、印鑑の盗難、また紛失、また安全性も確保されたということを経験すると書かれているわけでありまして、このことによって窓口の合理化、職員の精神的な負担が大幅に軽減されたというふうに、その本にもまた書かれていることです。

要するに、今まで無料だったわけですね、この印鑑登録証の発行というのは。なぜこれが有料ということになったのか。ぜひその点について御説明がいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 生活課長。

生活課長（村田貞俊君） 吉田議員から、なぜ今回有料化とするというところの考え方の質問かと思いますが、手数料といいますが、当然印鑑登録でとらえれば印鑑登録証、さらには印鑑証明書、そういったたぐいのものがあります。そういった中で受益者負担の適正化、さらには大口町手数料条例の第2条に規定がされておりますけれども、特定の事務、そういったものに使用していく場合、手数料を徴収することができるという形の中で、今回上げさせていただいております。

さらには、現在の状況でございますけれども、大口町につきましては、年間、印鑑登録が1,035件ほどされます。そういった中で廃止されるのが822件、18年度実績でございますけれども、そういった廃止をして、さらにもう一度登録するといった部分が、約27.2%の方がそういった印鑑を改印されていくというところがございます。そういったところを考えました場合、私どもの考え方としましては、印鑑登録証というのはそんなに安易に、また簡易に変えていく

ということもないというところもございます。そういったいろいろな要素を考える中で、今回提案をさせていただいております。

( 挙手する者あり )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 私も、実はこういう事務をやっておったうちの一人なんです。いろいろ印鑑を見てもらう人がいて、その人に見てもらうと、この印鑑ではいかんと、だからこれはかえた方がいいですよなんて言われると大変高価な印鑑にかえられる。そういう方も、私もよくそういうことも覚えていますし、また登録された印鑑をなくしちゃったという人が廃止して、もう一回再登録という形になる、こちらの方が多分多いんじゃないかなあというふうに思います。

これ、近隣の状況はどうなんですかね。ずうっと以前は、多分印鑑登録の登録料とかというのは、ほとんどのところは無料だったというふうに、私、記憶しておるわけですけども、私自身もそんなお金をいただいたことはなかったですから、近隣の状況は一体どういう状況でしょうか。

議長(宇野昌康君) 生活課長。

生活課長(村田貞俊君) 2回目の御質問にお答えいたします。

近隣の状況といたしましては、狭い範囲でとらえますと、一宮市と犬山市が有料化になっております。ただし、一宮市につきましては取り方が、先ほど出ました紛失したとか、そういった場合は弁償金という形で取っております。犬山市につきましては、通常の手数料という形です。

県下の実施状況を参考までに申し上げさせていただきますけれども、有料化しているところは、市では16、町村では8、計24市町村、こんな状況になっております。以上です。

( 挙手する者あり )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 以前は無料だったということですね。県内では、こういう制度が発足したときは多分無料だったと思うんですね。それはなぜかということを考えますときに、やはり印鑑登録というのは、印鑑を押すということは個々の、この場合は個人を指すわけですけども、権利でありますとか、義務でありますとか、そうしたものの意思表示をしていくということだろうということで、これは人間としての固有の意思表示をするものであるということで、この登録については恐らく無料であったんだろうなあというふうに思うんですけども、私、個人的な考え方でいけば、その考え方はまんざら間違いではないなあというふうに思っているわけなんですね。

例えば印鑑登録をする場合、この登録するときの実際の費用というのは一体どのくらいかかっているものなんですかね。

議長（宇野昌康君） 生活課長。

生活課長（村田貞俊君） 3回目の御質問にお答えいたします。

費用ということでございますけれども、手帳だけにかかる価格は、現在のところ170円ほどかかっております。あと、それに伴う事務的なものとか、そういったものはちょっと計算の中には入っておりませんが、そういった中で、今回この金額を御提案させていただいております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第63号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第64号 大口町乳幼児等医療費支給条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 来年4月から通院も入院も中学卒業まで無料にさせていただけるということで、住民の皆さんからも歓迎されることと思っておりますけれども、愛知県の方が入院については中学卒業まで、それから通院については就学前までということで、来年4月から実施をするという報道もございます。その上に上乗せをするということになるわけでありましてけれども、大口町の必要な予算というのは、この制度変更によってどの程度になるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 田中議員の御質問にお答えいたします。

この拡大分についての来年度の費用でございますけれども、現在の試算では、県の補助金を抜きますと、およそ6,000万ぐらい持ち出しということになっております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第64号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第65号 大口町老人医療費の助成に関する条例の廃止について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） これは老人医療費の助成制度ですけれども、これは以前ですと「マル老」と呼ばれていた制度じゃないかなあとと思います。昔の老人保健制度が70歳から該当していたときは、たしか県の制度として68歳、69歳が医療費が無料になった、そういう時代もありました。これが制度の変遷とともに、老人医療が毎年1歳ずつ繰り上げというのか繰り延べというのかわからんですけど、今度75歳になろうとしているわけです。そうすると、この老人医療費の福祉医療制度というのは、73歳、74歳が該当していくことになるわけでありまして。現在、70歳以上の方については制度の見直しがされていますね。来年の4月から70歳から74歳の方の医療費が2割負担になろうとしています。これは政府の方も選挙結果を見て、これを先延ばしにするのかどうするのか、まだ私はっきりしたことは知りませんが、もし、この70歳以上の方の医療費、つまり窓口での自己負担が2割になるということになりますと、この老人医療費の助成制度というのは非常に重要な制度なんです。この制度があることによって73歳、74歳の医療費は、2割ではなく1割に抑えられるんじゃないですか。私はそういう認識をしているんですけれども、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 吉田正議員の御質問にお答えいたします。

老人医療制度というのは老人保健の医療の対象となる75歳の2歳下、73歳、74歳について保険診療における自己負担分を1割に軽減するものであります。これは議員おっしゃったとおりでございます。平成14年10月以降については70歳以上の保険診療での自己負担割合が1割とされたことから、現在では老人医療費で負担する分が生じないため、事実上支給対象者がなくなっているというものであります。

また、20年4月から、国においては医療制度改革の中で、高齢者の医療については老人保健制度の廃止やら後期高齢者医療制度の創設等々、医療保険における自己負担の見直し等を行うこととしております。

こうしたことから、本町におきましても県制度、県の方も廃止をしていく中で、大口町としましても老人医療制度を廃止したいというふうに考えております。

また、御存じのように、70歳以上74歳までの医療費1割負担が来年4月からは2割負担というふうになっていきますけれども、現在のところ、御存じのように凍結ということで、1割に据え置くというようなことでございます。御理解をいただきたいと思っております。以上です。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 凍結というような動きがあるわけですが、凍結というのは、いつかまた解凍されてしまう可能性があると思うんですね。そうすると、もしその凍結が解凍され

てしまいますと、この条例がありませんと、73歳、74歳の方の医療費の軽減はまるきりなくなっちゃうということになってしまうんですよ。そういう意味では、やはり高齢者の方々の収入はというと、この年代になってきますと、年金を頼りにされる方が非常に多いのではないかなあというふうに思うわけですね。今、格差と貧困、これがどんどん広がっていておりますよね。そうした中で、やはり私はこの助成制度というのは残すべきではないかなあというふうに思うんです。今のところ、その凍結されておる間は、要するに実害はないわけでありましてけれども、それが凍結が解けてしまいますと、窓口での医療費が一気に2倍負担をしなければならないということで、私はこれは非常に大きな影響を及ぼすのではないかなあというふうに思います。

これを廃止するというのは、私は納得ができない。また、愛知県に対しても、ぜひこの制度をこれからも続けていただきたいというふうに、町の方からもぜひ要望をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 老人医療制度の廃止につきましても、もともとは高齢者の医療費が、高齢化の進展、また医療の高度化によりまして年々増大しているというような状況でございます。このことから、世代間の負担の公平化を図る、また将来にわたり持続可能で安定的な医療保険制度を構築していくことが目的の一つであります。老人医療制度の廃止につきましては、現在のところ全団体が廃止の予定をしております。以上でございます。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 世代間の公平を確保する意味で、こうしたものは廃止していかなければならないという趣旨の御答弁だったと思うわけですが、しかし、世代間のことを本当に考えるのであれば、年金暮らしの人に医療費をこれから倍払ってくださいということが、本当にこれが公平なのかどうなのか、ここはよく考えなければならないことではないかなあというふうに私は思います。

また、これだけじゃないんですよ。福祉給付金制度という制度がありますけれども、この福祉給付金制度も見直しという名のもとに、これに関連して、今までこの福祉給付金、要するに窓口でお金を払って、後からお金を返してもらおうという制度ですけれども、これも現物給付、来年の4月からされるようですが、しかし、そういう制度改正の中で、福祉給付金制度に今まで該当していた人が今度は福祉給付金制度から外れてしまう、こういう人も今回の医療制度改革の中には入っている、これは私は非常に問題であろうというふうに思います。ひとり暮らしの高齢者の方も福祉給付金から外れてしまうんですね、今度はね。愛知県がそれを今や

りますということで決められているものですから、そこは何とか大口町の豊かな財政力も活用しながら、ぜひ頑張っていたきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） まず福祉給付金制度のお話でございますが、来年4月からは後期高齢者福祉医療受給制度という名前に変わります。内容的には変更はありませんけれども、ただ、高齢の方にわざわざ窓口に来て請求をしていただくというような負担をなくして現物給付、受給者証をお渡ししてやっていきます。

さらに、ひとり暮らしの老人の方につきましては、経過措置を設けていくというような形で助成をしていきたいというふうに思っております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第65号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第66号 大口町障害者医療費支給条例の一部改正について、質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第66号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第67号 大口町精神障害者医療費支給条例の制定について、質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第67号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第68号 大口町健康文化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 5階のトレーニングセンターの、現在は高齢者に対する利用料の割引制度というのはどんなふうになっておるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 5階のトレーニングセンターは、今現在、高齢者、あるいは障害者の減免ということで使用料は無料となっております。こちらにつきましては、政策として高齢者福祉の中で対応したいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 高齢者対策として措置をするということで、現実に利用するときにはどうなるんですか。今、そういう減免の対象になっておる人たちについては、一度お金を払ってもらって後から返してもらおうとか、どういうことになるのか、ちょっとその説明と、それから例えば老人福祉センターは、今、指定管理者制度で、フロアとといいますか、廊下とといいますか、そういうところに例えば絵だとか写真だとかを展示させていただくと有料になるわけですが、健康文化センターは、保育園とかの絵だとか書だとか写真だとか、いろんなものを展示しても、あそこは無料で使えるということで差があるわけですが、健康文化センターのフロアの展示物については、これからどうなるんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） まず、5階のトレーニングセンターの高齢者等の減免措置の手続のことですが、今、使用といたしましては、現状どおり利用者の方には御負担をかけないようにという形で、利用状況等からそれに応じた請求をやりとりするというので、利用者の方には御負担をかけないような方向で検討していきたいと考えております。

それから展示につきましては、今、健康文化センターの1階フロアの西側の壁面を絵画とか写真展とか、そういったものに開放しております。これはフロアの景観とといいますか、その環境をよくしたいと、親しまれる環境という意味でのこともございます。したがって、今のところ現行の運用を適用していきたい。これも、また指定管理者の方に運用をゆだねるわけですが、そういった方向で調整していきたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 指定管理者の募集要項を決めて、応募があって、その選定作業等がされているんだろうというふうに思いますけれども、その業者についての選定作業というのは、どの程度まで進んでおるんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 指定管理者制度の選定作業についてのお尋ねがございましたのでお答えさせていただきます。

過日の11月末の全協におきまして途中まで御説明させていただきましたけど、11月29日に審議会の会長より大口町長の方に選定結果の答申がありました。ここでお名前を言うべきかどうか、ということは追加議案で上程させていただきますので、その節にと思っておりますのでお名前は伏せさせていただきますけど、その方と現在のところ仮協定、議決後、本協定を結ぶよう今準備しております。

それから、先ほど言いましたように12月18日に追加上程ということで、今、指定管理者として候補者が答申されておりますので、その方が指定管理者として指定していいかどうかの議決をいただいた後、本協定を結ぶ予定でおります。よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私もトレーニングセンターのことでお伺いしたいんですけども、トレーニングセンターの利用料ですけども、今回、大口町に在住または在勤する者以外の者が利用する場合の料金は、これは12ページから13ページにあるわけですけども、表に定める額の1.5倍とするということなんですけれども、この在住はわかりますわね、当然住所のあるところだと思うんですが、在勤というのは一体どういうふうに判断したらよいですか。例えば町内の企業に勤めてみえても、実際におられる部署が、要するに町内にその事業所はあるんだけど、その人は実際には違う部署の方に住んでいるような場合、そういうのはどういう扱いになるんですか。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 在勤・在住、在勤をどのように判断するかということでございますが、現況、中央公民館等も在勤・在住という考え方がございます。そういったものを踏襲していきたいと考えております。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 今、企業も複雑でして、例えば大口町にAという大きな会社があったとして、その中に子会社が幾つも入っているんですよ。そうすると、じゃあその子会社の本社はどこなのかというと、大口町じゃなかったりする企業というのは今いっぱいあるんですよ。そうすると、どこの子会社に所属するかによって、またその本社そのものに所属しておればいいんですけども、例えば大口町内で同じところで働いていても、でも所属する事業所が違っていると違ってしまいうんですよ、どこに勤めておるのかと聞かれた場合。そうすると、その扱いが変わってきてしまうようなことになりかねないんですよ。例えば、同じ会社の人たちが一緒にここへまとめて、じゃあ申し込もうかといって行った場合でも、その取り扱いが違ってきちゃう、そういう可能性があると思うんです。そういう意味でちょっとお尋ねしたわけですけども、またそこら辺の要綱等々がもしあれば、また後刻教えていただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） これに関して、この続きの要綱等は、特に持たないことになるのかと思います。といいますのは、指定管理者への指定委任という形で条例になりまして、その他規則については廃止という方向になります。

ただいまの在住・在勤につきましての運用、実は4階の研修センターの運用につきましても在勤・在住の申し込みということで、それとあと営利目的の営業ということで、そちらの方も検討はしておる状況です。今の在住・在勤につきましては、また運用の中で考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第68号の質疑を終了いたします。

ここで、会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時52分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後1時30分）

議長（宇野昌康君） 学校教育課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 先ほど吉田正輝議員から御質問のありましたテラス、バルコニーの手すり形状の変更の時期等についてでございますが、当初提案がありましたのが6月5日でございます。その後、6月19日から7月3日まで試作品をつくりまして検討をしております。7月3日に決定をいたしまして、8月の上旬から工事に着手をしております。完了いたしましたのが10月10日でございます。

学校、黒川設計事務所、学校教育、清水建設との定例会におきまして決定をさせていただいております。以上です。

14番（吉田正輝君） 9月26日に視察に行ったときに、もう完了しておったんじゃないですか。10月10日に、今完了したと言われましたけど。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 最終的に完了したのが10月10日ということでございます。

議長（宇野昌康君） 続いて、議案第69号 大口町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) これをもって議案第69号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第70号 大口町地下水の水質保全に関する条例の一部改正について、質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 先ほども同僚議員から懸念をする声が上がりましたが、現在も仲沖地区における砂利採取、6メートルを超えてさらに掘削が行われているという現状もあるわけでありまして、そのことについての御説明をできたらしていただきたいんですが、そういう状況を見るにつけても、この程度の改正で、今後、この条例にうたった以上の掘削を防止することが果たしてできるのかということで心配になるわけでありまして、この条例の中に何かしらの罰則規定、そういうものを盛り込むなど、さらに工夫が必要なんじゃないかという気がします、罰則規定等を設けることができるのかどうなのか、お尋ねをいたします。

それから、砂利採取を防止する目的が地下水の保全にあるという条例でありますけれども、環境問題全般的にとらえて、土地、あるいは地質の形状の大規模な変化をもたらすようなことによつて、例えば大規模な地震等の災害を増長させる、そういう危険があることをもつて、この砂利採取に歯どめをかけるというようなことをうたい込むことは、現在の法律関係上できるのかどうなのか、ちょっとお伺いをします。

議長(宇野昌康君) 建設課長。

建設課長(野田 透君) 田中議員さんから、現在進行中の仲沖地区での砂利採取事業についての説明を求められましたのでお答えさせていただきます。

この地下水の水質に関する条例でございますが、地下水の水質保全を目的に、平成12年6月に制定をいたしました。公共事業以外の3メートルを超えた掘削に対して埋め戻しの土について土壌検査を義務づけたものでございます。

砂利採取事業を例にしますと、砂利採取の掘削深は、事前のボーリング調査等で15メートルまで砂利があることがわかっている場合には、15メートルまでの掘削の認可がされますので15メートルまで掘ることができます。ただ、埋め戻しについては、条例に基づき土壌検査を行った土砂で埋め戻すということになりました。

ところが、地下水の調査をしてみたところ、大口町の地下7メートルには良質な流速の速い地下水が大口町全域にわたり存在することが確認できたため、平成16年12月に、議案の新旧対照表をごらんいただきますと、10条の2、掘削の禁止の条項を追加改正したものでございます。

改正の趣旨は、先ほど申しましたように、地下7メートルの地下水を保全するため、6メートルを超えたら在来の土砂による埋め戻ししか認めませんというものでございました。しかし、その表現において「6メートルを超える掘削跡を」という部分が、例えば10メートルを掘削したとして、6メートルから10メートルの部分という解釈ができるというような問題が出てきました。こちらとしては10メートルからゼロメートル、つまり掘削前の地盤面までを考えておりましたが、16年の改正のときにもそういったふうに議会でも説明をさせていただきました。ところが、業者が、先ほど申しましたように6メートルから10メートルの部分だけを在来の土砂で埋め戻せばいいではないかというような解釈をして掘削を始めましたので、指示書等を発行し、是正を求めましたが、それに応じず、弁護士とも相談した結果、警告書を発送するなどして業者の良心に期待をいたしました。

一時は6メートルで作業中止もしてくれましたが、やはりその後も同様な掘削を行うので、今回、条例の改正が必要となりました。16年の改正後、17年、18年には砂利採取は一件もなく、今回初めての運用ということで問題となってきたわけでございます。

それで、この条例改正によって阻止、防止はできるかという御質問でございますが、この条文における表現を、新旧対照表、10条の2、下線を引いた部分でございますが、「掘削を行う場合において、その掘削跡を掘削を行う前の地盤面まで」という形ではっきりとうたうことによって防止ができるというふうに考えております。

また、罰則規定はあるかという御質問でございますが、これは条例制定、平成12年6月でございましたが、その時点に罰則規定を設けております。罰則としては、条例に違反した者に対して1年以下の懲役、または100万円以下の罰金に処すということで、各条項に違反した者についての罰則規定を設けております。

また、土地、地質等を大きく形状変更した場合に、田中議員さんから何度も、地震等のときに液状化現象等が発生して、非常に地盤が弱く、周辺にまで影響を及ぼすのではないかというようなことで御質問を何度もいただいておりますが、そういったことをこの地下水の保全条例に盛り込んで、よって砂利採取事業を防止するというような形での、そういったところの研究についてはまだしておりませんし、なかなかそれは難しい問題ではないかなというふうに思っております。以上であります。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 地質学者や新潟の中越沖地震などの調査・研究などをしておられる皆さんにお聞きをしたことがあるわけでありましてけれども、例えば大口町の五条川も昔は蛇行していたわけでありましてけれども、これを改修することによって直線化した。そのことによって旧

河川が、今、道路になったり畑になったり宅地になったりしているわけですが、大きな地震の際に被害が起きるのはそういう旧河川跡地、そういうところは必ず大きな災害に遭うと。それは、そうしたところは新たな地層を形成はしていても、20年たっても30年たっても、やはり地盤が軟弱であるということについては避けられないというふうに申しておられます。そういうことからいたしますと、砂利採取を10メートル、15メートルというようなことでやって、その後、土壌だけで埋め戻すということは、そういう軟弱な地盤を新たにつくることであり、大きな地震に遭えば、そこは必ず大きな揺れを起こす、あるいは周辺にも影響を及ぼすということは避けられないわけです。

大口町の地質、地盤は、沖積層というのに属するそうでありますけれども、強固な支持地盤を持っていて、大口町には精密機械等を製造するメーカー等も工場進出をさせていただいているわけでありまして、そういう中で、かつて工場を建設したすぐ隣接地域でこの砂利の採取をやられるということに当たって、そうした精密機械の操作に重大な支障を来すおそれがあるから、裁判をしてでもそれを阻止したいという町内企業もあったことは御承知のとおりであります。

そういうことで、これからの大口町のまちづくりの開発行為、あるいは大きな地震に対する対策、そうしたことに大変大きな負の影響をこの砂利採取というのは及ぼすことは目に見えているわけです。そのことに有効な対策を講ずることができずに、これからも許していくというようなことは大変遺憾なことでありますので、ぜひそうした専門家の皆さん等の調査・研究等も参考にされ、またアドバイス等もいただきながら、そういう面で何とかこの砂利採取について、さらに防止をしていくような研究をぜひやっていただきたいなあというふうに思いますが、御所見を伺います。

議長（宇野昌康君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） ただいま田中議員さんからの砂利採取跡の強度不足について、今後の開発に対する支障になるのではないかというような御質問をいただきましたが、確かに言われることはわかりますが、何分にも地下のことをごさいますして、学者さん等、そういった経験を積んだ方じゃないとわからないようなところがございます。

また、条例においてそういったものを盛り込むには科学的根拠というようなものが必要になってくるかと思えます。そういったものをつくり出すのに、この地下水の調査に当たってもそうなんです、非常に多額な費用を要したということで、大口町独自でそういった地下の地震に対する影響、そこらあたりまで科学的な根拠を見出すには莫大な費用がかかるというふうに思います。

そういったところで、大口町独自での条例制定には非常に難しい面があるかなと考えます。

ですから、もう少し広域的な、県等にそういった相談もしながら、田中議員さんが言われるような研究もしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

( 挙手する者あり )

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 一般質問でもやりますのでダブることになるかも知れませんが、とりあえずそういう専門家等のお話を聞くなりして、職員の皆さんが研修を積んでいく。そして、そのことによって危機意識を持っていただくということが、こうした問題に対応することに当たってはまず前提になろうかと思えます。そういう意味で、職員研修といっても幅が広い、いろんな意味がありますけれども、ぜひそういう研修を積極的に重ねて、そうした問題点について危機管理意識を持っていただけるようお願いだけしておきたいと思えます。

議長(宇野昌康君) 他にありませんか。

( 「なし」と呼ぶ者あり )

議長(宇野昌康君) これをもって議案第70号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第71号 平成19年度大口市一般会計補正予算(第4号)の質疑に入ります。  
ありませんか。

( 挙手する者あり )

議長(宇野昌康君) 吉田正君。

1番(吉田正君) まず、8ページ、9ページの歳入のところですが、固定資産税で補正額が500万円ということで、これは現年課税分追加ということですが、御説明では償却資産の増加分だというお話でしたけれども、今年度、償却資産の固定資産の税額は、これで幾らぐらいになるのでしょうか。

それと、この固定資産税の償却資産分というのは、さきの9月議会でも問題になりましたけれども、財政力指数の関係で県の方に一定額吸い上げられるというようなことで、そのときに説明されたのは、来年7,400万円程度が吸い上げられるんじゃないかという御説明だったと思うんですが、この増加分によって県の方に吸い上げられる分が変わるのか変わらないのか、その点について伺いをしておきます。

それから、ちょうど人事院勧告の絡みも多分、この12月の補正補正予算等々では、どこの自治体も多分一緒だと思うんですけども、人事院勧告はどういう内容で国の方が示されて、それで大口市はどういう形で実施されるのか、その御説明をぜひ伺っておきたいと思えます。

それから人事院勧告というのは、要するに正規の職員だけが関連してくるんですね。大口市には臨時職員の方の力をかりないと、本当に仕事が回っていかないという状況にあるかと思うわけですが、臨時職員の方に対する人事院勧告の反映といいますか、そうしたものとい

うのはあるのかないのか、まずその点についてお伺いをしておきたいと思います。

あと歳出で20ページ、21ページですけれども、学校管理費で西小学校の特別支援学級増設工事並びに西小学校トイレ等改修工事費、それぞれ予算が組まれておりますけれども、障害のあるお子さんが今度入学してこられるということで、対応していくんだという御説明であったと思うんですけれども、これは体育館でありますとか、それから運動場ですね、そういった対応というのはなされるんでありましょか。例えば、トイレ一つとってもそうなんですけど、グラウンドにクラブハウスがありますけれども、そのクラブハウスの1階の東端にトイレがあると思うんですけれども、そうしたグラウンドにあるトイレの改修もこの中でされていくんでしょうか、どうなんでしょうか。その点、ぜひお伺いをしておきたいと思います。

それから、このページで関連しますけれども、社会体育施設の管理事業ということで総合グラウンドの関係で需用費、修繕料が80万円ついてはいますけれども、上小口グラウンドのバックネット裏のところにテントみたいになっているところが一つあるわけですが、そのテントも破れてきてまして、ぜひこうしたものも直していただきたいなあというふうに思うわけですが、この中にそういった修繕等が入っているのかどうか、その点についてお伺いをします。以上です。

議長（宇野昌康君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま吉田議員さんより、歳入の固定資産税の償却についての御質問がありました。さきに9月の定例会の方でも補正を出ささせていただきました。今回の500万の関係は、税が確定した数値ということで増加分を補正させていただきます。

それに伴って、大規模償却の金額もあわせて質問がございました。大規模償却で県へ吸い上げとありますが、県の課税になる金額というのは、平成20年1月の償却の提出期限を待って県へ申請した後において決定されてまいりますので、決定した数値というのはそれ以後となります。以上です。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 吉田議員から指摘いただきました人事院勧告の内容について、若干説明させていただきます。

この案件につきましては、指定管理者制度の追加案件と同じように最終日の18日に追加上程させていただく予定であります。内容につきましては、ボーナスを現在4.45ヵ月支給されておりますけど、4.5ヵ月に支給アップすることになりました。その差額0.05ヵ月を議案で提出し、お認めいただいたら職員に支給するというところでございます。

それから初任給につきましては、ただいま大口町の初任給、大卒が1級25号給で支払っておりますけど、その額が17万200円です。これが2,000円ほど上がりまして17万2,200円という内

容でございます。それから、扶養控除につきまして6,000円が、500円上がりまして6,500円という形になっております。

それから、臨時職員への反映ということで御質問がありましたけど、臨時職員さんにつきましては、今のところ反映する計画はありません。

なお、平成20年度で臨時職員さんの賃金等につきまして改正を予定しております。以上です。  
議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 西小学校のトイレ等の改修工事等について御質問をいただきました。この改修工事につきましては、平成20年度に先天奇形症候群と言われます非常に体の小さい子供さん、それから筋ジストロフィーの子供さん、お2人が新たに入学をされる見込みであります。こうしたことから、トイレの改修、手洗いの水洗レバーの切りかえ、手すりの設置、それから段差の対応を行うものでありまして、校舎の内部の改修を予定いたしております。

議長（宇野昌康君） 教育部参事。

教育部参事兼生涯学習課長（三輪恒久君） 社会体育の総合グラウンドの関係でありますけれども、照明器具の管理棟にありますリレーが劣化をしまして、おかしな時間帯になってしまうと。朝方の4時についたり、また1時間たって1時間後につくというようなりレーのふぐあいが出ておりますので、その改修と、それから、電球が五つ切れておりますのでそれを改修します。

上小口グラウンドにつきましては、今年度修繕費が残れば、その予算でやるのも可能かもしれませんが、当初予算の方で直していくということで御理解をいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 人事院勧告そのものの中身というのはどういう中身だったんですか。その御説明がなかったと思うんですね。何年かぶりに、そのベースアップ分が今回勧告されたということになっているはずなんですけれども、そういったベースアップ、賃金改善といいますが、一般的に言われているのはそういう言い方なんでしょうけど、その分についてはどういった対応をとられるのか、お教をいただきたい。

そういう意味では賃金改善分ということでベースアップ分があるわけですので、私はそうしたものについては、ここの正規の職員だけではなく、きちんと臨時職員の方についても対応をすべきではないかなあというふうに思います。

さっき御説明がありましたけれども、平成20年度にかけて臨時職員の賃金を改善していくというんですか、そういう御説明が何かあったようなんですけれども、どういった内容で改善していくのかよく知りませんが、ちょっとインターネットで取り寄せてみたんですけど、地域

別の最低賃金の全国一覧というのがインターネットでも載ってまして、これを見ると愛知県は、最低賃金、これは時間給ですけれども、714円ということで、ことしの10月25日に改定されたということなんですね。これ714円といえますけれども、例えば年収200万円ぐらい稼ごうと思うと、3,000時間に近いような時間数を働かないとそれだけ稼げない賃金だというふうに思います。

例えば大口町の役場の職員の方で見れば、今、一般の事務職でたしか770円か780円ですね。そんなもんだったと思うんですけれども、そういう賃金でも、例えば200万円稼ごうと思ったら2,500時間とか、そういう時間働かないと稼げない程度だと思います。役場の職員の皆さん方の1年間の通常の労働時間というのは2,000時間ですよ。2,000時間ではとても200万円にも届かない、こういうことが臨時職員の皆さん方の中にも現実にあるわけですね。そういう点では、同じ仕事をやっていながら、格差というものが賃金の中であるわけですし、人事院勧告そのものが臨時職員の皆さん方に反映されていないということであるのならば、それはまたその格差が広がるということになるんじゃないかなあというふうに思うんですね。だから、今までこの臨時職員の方の賃金というのをどういうふうに見てきたのか。また、臨時職員の皆さん方の働きをどういうふうに見てきたのか。これは、これから生活も本当に厳しい、こういうときだからこそ私は問われることじゃないかなあというふうに思いますけれども、その臨時職員の方の賃金についての考え方がもし今あるのならば、ぜひお教をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから、20ページ、21ページの関係ですけれども、学校管理費で西小学校の関係ですが、今のところ校舎の内部だけを直すということだと思えますけれども、その校舎の内部だけで今のところは事足りるのかどうなのか、ちょっと私はわかりませんが、体育館にもトイレはありますし、それから運動場、さっきも申し上げましたが、クラブハウスにもトイレがありますよね。クラブハウスのトイレも見ていただくとわかるけれども、今、本当に多くの子供たちが実際に利用しておられる、そういう状況もあります。ぜひ障害のあるお子さんも、そうした授業等々で移動されたときには、例えば校舎に戻らなくても、そういったところでちゃんと用が足せるような状況もつくっていただけたらなあというふうに思うわけですが、その点についてはどうなんでしょうか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 臨時職員さんの賃金の考え方について御質問がありました。臨時職員さんにつきましても、いろいろな状況がありまして、そういう状況等々を兼ね合わせて考えますと、今の人事院勧告等に合わせて単価を見直すということになりますと、時間数が減ってみたりですとか、採用人数をふやさなければいけないとかというような状況が

正直出てまいります。そんな中で、現行の臨時職員の賃金につきましては、先ほども行政課長が御説明をされましたように、人事院勧告に連携をしておるといような賃金設定ではありませんで、予算の中で決定をしていくという形で現在まで来ております。それで、平成20年度には、今言いましたように、臨時職員さんのいろんな処遇とか環境とか、そういうようなものも含めてですけれども、個々に行政課の職員グループが各担当課に出向きましてヒアリング等をする中で、その臨時職員さんの賃金の見直しも含めて平成20年度の当初予算に対応していきたいということで、今、順次進めておるといような状況でございます。

議長（宇野昌康君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） トイレ等の改修につきましては、学校としてできることは整備をしてみたいというふうに思っておりますが、こうしたことにつきましても、やはり通常の学校でありますので限界があるのではないかなあというふうに思っております。

今回、このお2人の方には、保護者の方の協力を得ないと子供さんが学校へ通えないというようなこともございまして、そういうことも保護者の方に御理解をいただいているというような状況でございますが、今後、体育館、あるいはクラブハウスのトイレ等の改修につきましては、子供さんの様子等を見ながら、また判断をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（宇野昌康君） 行政課長。

行政課長（近藤孝文君） 人事院勧告の内容につきまして御説明させていただきます。

本年度の人事院勧告の比較対照企業の規模は、従来100人以上の企業を選んでおりましたけど、これを50人以上に改められて、今回、勧告としてされたものでございます。

内容につきましては、民間給与との格差が0.35%、金額にいたしますと1,352円の差があるということで、初任給、若手を中心とした若年層に限定した俸給月額引き上げ、先ほど言いましたように、初任給につきましては、大口町の場合ですと2,000円上げた17万2,200円ということになるかと思えますけど、それから扶養手当の引き上げということが1点でございます。

それから2点目が期末・勤勉手当、いわゆるボーナスの引き上げが、4.45ヵ月支給しておったものが4.5ヵ月ということで改正されたものでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） そうすると初任給の引き上げということが、今回、この中に盛り込まれてくるということで、当然、既に在職しておられる方の賃金もそれによって調整がきちんとなされていくわけですね。以前調整がなされていなかった時期が、実は私も現職でおるときにあったんですね。人事院勧告が凍結されたときね。このときは調整がされていないもんですか

ら、多分今40歳ぐらいの人たちが、いまだに調整されていないとすると影響が出ているんじゃないかなあというふうに私は思っておるわけですが、実はこういう初任給等々の見直しがされる際には、そうした在職者に対する調整、1年後に入ってきた人の方が給料が高くなってしまおうという逆転現象が生じてくるんですよ。だから、そういうことにも当然目を光らせていかなければならないというふうに思います。だから、多分40歳ぐらいの人でそういう調整がいまだになされていない人がおられるんだろうなと私は想像するわけですが、いずれにしても、役場の仕事というのは正職員の方だけで回っているわけではないことは、総務部長さんも御承知のとおりだろうと思います。ですから、きちっと人事院勧告が出た、また正規の職員の方には1年に1回定期昇給がある、しかし、臨時職員にはその定期昇給もない。こういうことでは職員のやる気、士気にかかわることではないかなあというふうに思いますけれども、今そうした臨時職員の方の賃金の見直し等が行われていると言われましたけれども、そうしたことも十分に勘案していただかないといけないのではないかなあというふうに思います。例えば、同一の仕事をやっておいて同一の家族がおられる、そういう中で同一の賃金も得られない、これでは不公平きわまりない賃金体系ではないかなあというふうに思いますので、同一労働であれば同一の賃金というのが私は原則ではないかなあというふうに思いますし、ましてや、公務員の職場はそうしたことをきちっと把握してやっていかなければならないというふうに思います。

臨時職員の皆さんの中には、非常に経験年数も豊富で、正規の職員の方が人事異動しても臨時職員の人はずっといるもんだから、下手すると臨時職員の人の方が物知りでという方も現実にはおられるんじゃないですか。そういった人をいつまでも臨時職員にして放置しておくとかということも、私は今本当に考えないといかんのじゃないかなあと思うんですね。例えば、せめて嘱託の職員にしていくとか、考え方はいろいろあるかと思うんですけども、そういったこともぜひ考慮をしていただかないと優秀な人材がよそへ流れる。大口町でいっぱい経験してきた、その経験がよそへ流れてしまう、そういったことがないようにしていただきたいと思っておりますけれども、もう一度その点において御所見を伺っておきたいと思っております。

それから、今の西小学校の問題ですけれども、私もそういったお子さんに保育園のときから何回もお会いしてお話もさせていただいたりして、個人的にもわかる方もあるわけですが、とにかくその子供さんが本当に快適に勉強や、また運動なり、そうしたことが本当にできるように、精いっぱい教育委員会としてもバックアップをしていただきたいなあというふうに思いますので、その点要望にしておきます。以上です。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 先ほどもちょっとお話をしましたんですけども、

臨時職員さんの状況も吉田議員さんからお話がありましたように、非常に長くお勤めをいただいて、職員よりむしろ庶務的なことを十分熟知しているという方も見えますし、また窓口の対応についても、長年の経験から町民の皆さんに非常に好評を得ておるといような状況もあるということは十分承知はしております。さりとて一般職、要するに正規の職員とはあくまでも違うというふうに私どもは認識しております。

それと、先ほどもお話をしましたように、今までの町の状況から言いますと、臨時職員さんが今のままの状態では必ずしもよくないというような判断のもとに、20年度には一応見直しを行うということで、各課のヒアリング等を実施しております。その具体的な内容としまして、例えば最近になって臨時職員の確保が、御承知のように大口町は登録制度をとっておるんですけども、一般の庶務についても確保が非常に難しいというような状況が出てまいりまして、いろいろと現課等と話をする中で、やはり勤務時間の問題ですとか、それと御主人さんあたりの扶養の問題ですとか、そういうもろもろの問題等を抱える中で、先ほどもお話をしましたように、単に単価の見直しだけで解決ができるということばかりではないものですから、そういう中でいろいろと現課等の話を聞く中で、優秀な人材を何とか確保したいし、優秀な人材に大口町の今の仕事に携わっていただきたいというような視点で、今、行政課で職員グループが特に中心になって取り組んでおるといような状況ですので、もう少し見守っていただきたいというふうに思います。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 16、17のところでございます。可燃ごみの収集事業のところ、たしかごみ袋の変更というふうに伺ったと思いましたが、ごみ袋のことで先日の全協のときに、ごみ袋のくくり目がなくなるというお話を伺いました。これは今3種類ありますが、一番小さいのだけが対象になるのか、そのことを伺いたいと思います。

それから、その結び目がなくなるという理由をもう一度詳しくお尋ねしたいと思います。

もう一つは、その下にごみ減量協力者看板作製委託料とありますけれども、ごみ減量協力者という看板はどんな看板なのか、これも教えていただきたいと思います。以上です。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 柘植議員から2点ほど御質問をいただきました、ごみ袋の変更の件でございますが、全協でお話しさせていただいたとおり、大口町のごみ袋は一番上部にUカットがしてあって、結びやすくさせていただいておるわけですけれども、3種類ともUカットの部分を外させていただく。外す理由につきましては、全協で申し上げた

んですが、あのUカットは、大口町が決めておりますごみ袋のサイズの外側におまけでつけさせていただいておる部分、その部分が実はコストを引き上げておる部分でございます。ですので、3種類ともUカットの部分は外させていただき、それと同時に炭カルの話もさせていただきましたけれども、炭カルを外していくというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ごみ減量協力者の話でございますが、今回補正で上げさせていただいております分、この可燃ごみの収集事業の中で消耗品を追加させていただいておりますが、これにつきましては、今の御質問いただきましたごみ袋の改定をしていく必要がございますので、平成20年度分の前倒し分の消耗品の追加でございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ごみ減量の回収登録者の話でございますけれども、これは今回、衛生費で上げさせていただいております。循環型社会形成費の中で上げさせていただいております予算は、平成20年度から本格実施させていただきます可燃ごみと資源ごみの区別、資源ごみの回収に係る実証期間、この予算をこの議会でお認めいただきますと、19年度、来年1月から3月までの3ヵ月間を実証期間として、資源の回収システム、有価買い上げで回収システムを立ち上げていくための実証期間として1月から3月までをとらえておりますので、その予算を上げさせていただいております。その中で、回収登録者ですとか、22節でごみ減量協力者看板作製委託料、このあたりにつきましては、今考えておりますのは、登録していただいた方に対して資源を有料で買い上げていくというシステムを今構築しておるわけですけれども、その登録いただいた方に対して玄関口へ張っていただくようなシール、私は資源回収に協力していますよといったようなシールですね、社会福祉協議会が出しておるようなシールのイメージでいいと思うんですけれども、そういった協力者シールの費用を今回計上させていただいておりますので、よろしくお願ひいたします。

(発言する者あり)

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) すみません、ちょっと説明が申しわけなかったんですが、13.委託料の中で上げさせていただいております細々節の22というところでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) ごみ袋の取っ手でございますが、予算節減のためにということだと思いますが、やはりごみを出す側のことをしっかりと考えていただきたいなと思うんですけれども、一番最初はあれはなかったんですね、たしか。それで、くくりづらいということであるんな要望があって、そしてくくるところをたしかつけていただいたような記憶があります。そういっ

た中で、また逆になってしまうのかという部分がちょっとあります。

そして一番小さい袋という、本当に幅が小さいので、くくろうと思うとちょっとくりにくいと思うんですね。小さいのは、最初はなかったはずなんですね。途中でこれはできました。そのときに、住民の方からの要望で、ひとり住まいの方とかは出す回数が少ないので、夏なんかは何日もたまるといけないので、少なくとも早く出したいということでたしかつくられたと思うんです。そうすると、そういうお年寄りとかが、まず使われている方が多いと思うんですね。そういった中で、やはり住民側から見て使いやすいタイプに、その辺は努力をしていただきたいなというふうに思うんですが、そういう住民の方たちの意見というのはそこに含まれているのでしょうか。それを今回変えるということで、皆さんの意見は聞かれたのどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、ごみ減量協力者看板ですけれど、登録をしたら、自分のうちにそのシールを一つ張るということですね。看板は、こういうふうになりますよというお知らせみたいな看板でいいのでしょうか。その看板は、どういうところに立てられるのか。私はそのごみ減量協力者という今の買い上げの部分のシステムが100%わかっていないので、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 最初にコスト削減でUカットを切るというお話をさせていただきまして、住民の意見を聞いたかということでございますが、実は私もこの仕事につきまして、いろいろ地元へ出たり、いろんなところでこの話をさせていただいたときに、今のごみ袋は大き過ぎないかという話を聞きます。大きいもんだから、みんな入れちゃう。あの袋は小さくして、もっと高くしたらどうだというような意見を結構いただきます、実際の話が。ところが、今の袋のサイズそのものは、私、規則ですとかいろいろ見たんですけれども、先ほど申し上げたとおり、サイズそのものは変えずに取っ手の部分を取ることによって、実は袋に入る内容量が少なくなります。ですから、その内容量を少なくする意味でも取っ手を取らせていただくということと、炭カルを今回落とすということを申し上げたんですが、炭カルとそのU字の取っ手を外すことによって、30%程度コストが下がってまいります。この30%のぐらゐのコストが、実は消える原因が一つありまして、昨今の原油高によりまして原材料が既に今の時点で40%近く上がってきております。ということは、今のまま炭カルを入れた状態、今のままUカットを入れた状態ですと、今の袋の単価よりぐっと上がってきておる状況の中で、落とせるものは落とすという考え方、もしくは経費の節減できるところは何とか節減したいということで取り組んだ仕事でございます。

それから、柘植議員が言われた一番小さな減量型、実はこれは最初はなくて途中から出てき

た減量型なんですけれども、袋が非常にコンパクトなサイズになっており、この取っ手を取ると、レジバックというんですかね、四角いビニール袋をからげるような状態になって、非常にからげにくいということを私もからげてみて感じております。大と中につきましては、今のままUカットなしで行くつもりであるんですけれども、減量型については一度検討したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから看板の件でございますけれども、先ほど私の回答が非常に言葉足らずで申しわけございませんでした。ここで言うておりますごみ減量の協力者につきましては、今現在、事業所に対して交付していくという看板でございます。これはごみ減量というよりも資源回収に協力していただいている事業所に対して、住民の方、その店を利用していただく方に、うちこういうふうに協力していますよとPRができるような形で看板を出していきたいということでございますので、御訂正させていただきたいと思ひます。

どういうところに立てるかという御質問があったかと思ひますが、お店の玄関口に立てるというよりも張るといふようなイメージの看板ができたらいふふうに考へております。

なお、このごみ減量協力者の看板につきましては、実は今、愛知県がレジ袋の減量を強力に進めております。昨日のニュースですと、名古屋市が強力にこれを進めておるんですが、実は大口町が構成しております広域ごみの関係でも、このレジ袋の減量についていろいろ協議しておりますので、またそこら辺が、その看板をいっぱいつくることによってまたごみが出てくるというような変な現象があらわれてきますので、そこら辺のバランスも考へながら、お店の方に迷惑がかからないような形でPRしながらごみ減量の啓発に努めてまいりたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) では、ごみ袋の一番小さいのだけは何とか考へていただきたいといふふうに思ひます。

それから、ごみの減量ですけれども、ごみ袋の話が出ましたけれども、いろんな取り組みとして、行政の方からお買い物袋なんかのPRも、無料配布だったりとか、いろんな形で数年前からやられておりましたけれども、今それがやっと住民の方たちに浸透してきたような気がいたします。そういった意味では、もう少しお買い物袋を、皆さんがビニール袋を使わないで済むような、そういったPRも行政としてもっとしていただきたいなということを含めて要望、お願ひいたします。以上です。

議長(宇野昌康君) 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長(杉本勝広君) ありがとうございます。レジ袋の減量につき

ましてそうですし、お買い物かご、それからマイバッグ運動等の推進につきましては、啓発もしていきますし、今回の資源の有償回収システムの中にも、当然そういったものを含んでごみの減量に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 15ページのまちづくり道具箱整備事業2,000万円についてお伺いをいたします。

地域振興課が奮闘されまして、大口町にもNPO、あるいはNPO登録団体というんですか、NPOに類似するような団体の育成が数多く図られてまいりました。町長は、まちづくりの中心の担い手を育成する、新しい時代には欠かせない重要な施策だという位置づけであろうかというふうに思うわけでありますけれども、このまちづくり道具箱整備事業2,000万円、説明によりますと1件当たり500万円で、NPO団体等に支給をするということでありますけれども、NPOというのは法人格を持った社会的な存在として認知をされているというふうに思うんですが、登録団体ということになりますと、確かな法人団体ではないNPO登録団体、そういうものも対象にしているのかどうなのか。4件を対象にするということですが、その4件のNPO団体がどんな活動をやっている上で、この500万円の補助金をどのようにお使いになっていくのか、まずその辺のところを御説明がいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、田中議員の御質問の14ページ、15ページでございます。まちづくり道具箱整備事業でございますが、これは4件と私申し上げたつもりはございません。財団法人の民間都市開発推進機構の方に申請書を出すときに想定できる事業内容を上げて申請したわけでございまして、その例示を4件申し上げただけでございますので、これから公募いたします。そうした関係で、19年度については2,000万円申請が出るだろうということでございます。

この交付の内容でございますけれども、対象団体は、先ほど議員御指摘のとおり、NPO法人を初めとするNPO、いわゆるNPO法人も含まれますけれども、大口町のNPO団体が対象となるわけでございます。25団体、今のところでございます。

それから事業でございますけれども、団体の使命に基づき、一定期間継続して行う公益性がある事業を推進するために、その必要と認められる施設及び設備の改修をするための費用ということで限度額は500万円、一方的に500万円支給するというものじゃなくて、かかった費用をお支払いするというものでございます。あくまで対象事業だけです。対象外経費については認

めませんけれども、対象事業については最高額500万円が対象となるということでございます。

それから、助成は1団体につき1回ということと、さらに最低5年間は事業が継続できるものという条件をつけております。

さらに審査でございますけれども、公益性、あるいは地域性、発展性、実現性、持続性というような審査基準を設けておりますので、御承知おきをいただきたいと思います。

ちょっと繰り返しになりますけれども、大口町の工具箱整備事業については、NPO法人を初めとするNPO団体ということで御認識をいただきたいと思いますというふうに思います。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 常々わからないのは、正式に法に基づいたNPO法人というのはわかるんですね、社会的に認知されておりますので。その大口町独自の登録団体というのは、果たして社会的なNPO法人としての資格や要件を備えているのかどうか。それを同じように対等・平等に扱うということについては、いわゆる継続性や発展性や、そういうことではまだ正式なNPO法人に至っていない段階と、違う言い方をすれば、そういうふうにも私思えるんですけども、そういうものも同等に扱うということについては、今の御説明によりますと、5年間程度継続的に事業をやる見込みのある団体ということですけども、5年と言わず、例えば500万の助成をして、5年で仕事をやめられたんでは1年間100万円の助成ということになるわけですけども、5年でやめられてしまって、それでも有効だったのかということに私はならないと思うんですね。かなり何年間かの活動の実績と、これから10年、15年というような長期間にわたって活動する見込みのある団体、5年では短いんじゃないかなというふうに思うんです。

それは、なぜこういう発想になってくるかといいますと、一方では行革ということで、今議会でも印鑑登録証は200円もらいますよと、近隣の中では犬山さんがやっておられますよというような、住民の皆さんの一般の生活をやる上で欠かせないようなところにも受益者負担の原則を押しつけて、住民の皆さんからは負担をしてもらうということをどんどんと一方では進めておきながら、元気な人たちがやっているまちづくりへの参加事業に、1件当たり500万円というようなことで大盤振る舞いをするというのは、本当に所得の低い皆さん、年金生活を迎えている皆さん、ましてや高齢者の皆さんについてはいろいろとお金がかかるのに、若者との間での負担の公平性に欠けるから、もっと高齢者には負担をしてもらうのが当然だと、皆さんおっしゃっておられるわけですけども、そういう中でこういう団体はとりわけ優遇をされて、元気な上にさらに助成というのが、今、厳しい生活を強いられたり、あるいは厳しい行政の改

革プランにさらされたりしている、そういう皆さんの果たして十分な理解が得られるのかということについて、私、大変疑問だと思うんです。確かに一生懸命活動をやっておられる方は、皆さんお元気で、それ相当のその分野における知識や行動力を持っておられて、まちづくりには有効に作用しているというふうには思うんですけれども、しかし、元気な人に対して、これほど手厚く、さらに支援をしなければならないのか。一方でぎりぎりの生活をやっている人たちに、いろんな御負担をさらに上乘せをするようなことを当然視している今の町政の中で、私は十分に住民の皆さんの理解が得られるかということについては非常に疑問を持っております。これは地域振興課長じゃなくて、町長部局のどなたかの見解も伺っておきたいというふうに思っています。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 15ページのまちづくり道具箱整備事業の関連の御質問でございますが、確かに大口町のNPO団体と申しますのは、法に基づいたNPO法人ではないといった団体が多々ございます。さりとて、こうした団体が、現在、大口町のまちづくりのために貢献をしておるといった事実は隠せないものがございます。

さらに、今回の道具箱整備事業の交付金を交付することによりまして、広く町民の方々に何がしかの恩恵が図られるといったことでは、相当この整備事業の効果はあるものというふうに期待をいたしております。

また、この整備事業についての助成金の交付につきましては、先ほど課長からもお話がありましたように、5名の委員さんをもって組織するNPO促進委員会におきまして客観的に評価をする中で、その妥当性をかんがみ、適正な額の助成といったことが審査されてまいりますので、そのあたりについては公平性を欠かないと。弱者を見捨て強きを助けるというような観点のものではないというふうに私どもとしては考えてこの事業を進めてまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 例えば、文化協会に所属している一つのサークルみたいなのに私所属しておりますけれども、公益性のある活動をやらなければ補助金は一文も渡しませんよと教育部参事から言われまして、私それについて行くんですね、しょうがないから。1事業当たり5,000円、やったら補助しますというものですから、老人ホームへ慰問に行ったり、いろんなことをやって、ああ金がないから半日つぶしてやらないかねえとって、それはそういう縛りをかけられたから、やむなくやっている面もありますが、うまくはめられてやっているけれども、一期一会荘へ行ったり、特養ホームへ行ったりすると喜んでくれるものですから、はめ

られているけれども、やってみればいいことだと、みんなでにが笑いしながらやっているわけですけれども、そういうように我々は文化協会の一つの団体でも、そんな厳しい状況の中で公益的なことも含めて活動をやっているわけです。それで1事業当たり5,000円ですから、年に何回やれるだろうねえと、稼いで年に4回やったら2万円もらえるねえと、それだけなんです。

じゃあ、このNPO法人団体が、どういう住民の皆さんに、どれだけの公益性のある活動をやっておられるのか。わかる団体もあるんですよ、私。「子どもと文化の森」だとか、お母さんたちが集まっている「まみーぼけっと」ですか。一部はわかります。その他ほとんどわかりません、私、議員ですけれども。そういう中で、本当に1団体当たり500万というのはとてつもない額なんです、これ、ぼっと聞くと。そういう団体をもっと育成しなきゃいけないということなら、この500万円補助しても、これが5年程度で消滅してしまったら、これが本当に水の泡になってしまうなら500万の税金がもったいないなあということになるんじゃないか。そんなことにならないように、ぜひしてもらいたい。そのためには、そういう方々の活動拠点としては、もっとトータル的に物を考えて、1団体500万円やるから勝手なところにつくりなさいと。5年か7年したら、その団体はなくなりましたと。その活動拠点もなくなりましたなんていうことになっては、これは税金の途方もない浪費につながるというふうに思うんです。そういう団体の中で、どれだけの団体が継続性があり将来とも活動できるのか、そういうのを見計らいながら、総合的にそういう人たちの集団的な共同の事務所といいますか活動拠点、共用で使える部分、自分たちの事務室として使える部分、そんなものを、例えば北小学校が北部中学に移転するときに、北小学校の一角を残してそういうスペースにするとかというようなことで考えないと、これはちょっと余りにも将来予測を甘く見過ぎているし、住民の皆さんの感覚からも少し遊離しているし、私自身が気をつけているつもりですけれども、各NPO団体の活動ぶりがどのようになされているのかというような認識も希薄な中で、こういう予算の計上の仕方をされてもなかなか理解ができないというのが私の率直な気持ちであります。

そういう意味では、つくるなとは言いませんが、そういうトータルな意味での活動拠点、そういうものを単発的にこうやって出すんじゃなくて、トータルに考えて、例えばほかの自治体を見ますと、文化会館とかをつくっている、その中にいろんな活動団体の部屋が一緒につくられているなんていうのを見ますね。そういうような形にしないと、そのNPO、あるいは登録団体が実はもう活動できなくなったよということと一緒に、こういう補助金も空に浮いてしまう。全く将来役に立たないというようなことにつながっては、私は余りにももったいなあというようなことも感じますので、そこら辺については十分に精査をし、実行していただきたいなあというふうに思いますが、もう一度御所見を伺います。

議長（宇野昌康君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、活動拠点というお話をいただいております。これはいろんな活動拠点があるわけでございます。例えば先ほど文化の森のお話をされましたけれども、文化の森については活動拠点でありながら事務所でもあるというようなことでもあります。

さらに、私どもが一応調べさせていただいておりますのは、地域密着型の福祉サービスの拠点、あるいは子供の健全育成のための拠点整備ということで子どもと文化の森、あるいは世代を超えた、いわゆる市民の交流促進のためのビオトープ、西小学校にありますようなビオトープの修繕とか、そういったものが対象となるということでございまして、さらに、今議員が御指摘いただきましたように、支援センターのお話であると思っておりますけれども、今、並行してその事務も進めております。12月15日に「町民活動センターを考えるつどい」というのがございますけれども、ぜひここにお出かけいただきたいわけですが、そういったところで支援センターの中間報告といえますか、集大成といえますか、どうやっていいかわかりませんが、今のところ現状の報告をそのフォーラムを通じて町民の皆さん方に広く知っていただくというようなことを進めておりますので、ぜひそちらの方にも足をお運びがいただきたいと思っております。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第71号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第72号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の質疑に入ります。

ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（宇野昌康君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） これ、予算としては過年度分のそうした精算等がこの中に入っているわけですが、これで前年度の精算がみんな終わったということだろうというふうに思うわけですが、私の身近なところでも、最近本当に国保がなかなか払えないということで相談もたくさん寄せられるようになってきているわけですが、今、現状は資格証明書でありますとか、それから短期保険証ですね、そうしたものの発行状況というのは一体どうなっているんでありましょか。

それから葬祭費の追加なんですけれども、葬祭費がふえたということなんですけれども、そのふえるような要因というのは何かあるんですか。

議長（宇野昌康君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 吉田正議員から資格証明書・短期保険証の交付状況の御質問をいただきました。資格証明書交付世帯は、これはちょっと前のデータで申しわけないんですが、5月末現在25件、短期保険証交付世帯が82件であります。

次に、葬祭費の御質問をいただきました。葬祭費交付事業の追加157万円につきましては、当初予算では一応100名を見込んでおりました。10月末現在で66名の執行がありまして、今後の見込みを一応60名、追加として補正予算をお願いするものであります。過去の実績で言いますと、18年は92件、17年が107件、16年度が105件というような状況から追加をお願いするものでございます。以上です。

議長（宇野昌康君） 他にありませんか。

（発言する者なし）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第72号の質疑を終了いたします。

ここで、会議の途中ですが、3時まで休憩といたします。

（午後 2時45分）

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時00分）

議長（宇野昌康君） 議案第73号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第73号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第74号 愛知県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第74号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第75号 大口町道路線の廃止について、質疑に入ります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（宇野昌康君） これをもって議案第75号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第76号 大口町道路線の認定について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) これをもって議案第76号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第77号 町営住宅入居者の明渡請求に関する訴えの提起について、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) これをもって議案第77号の質疑を終了いたします。

続いて、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) これをもって諮問第1号の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時02分)

議長(宇野昌康君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時03分)

議長(宇野昌康君) 本日予定をしておりました日程は、すべて終了いたしました。

お諮りをいたします。明日7日に議案に対する質疑、委員会付託を予定しておりましたが、本日で質疑が終了したため、お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、追加議事日程のとおり、議題とすることに決定をいたしました。

#### 議案の委員会付託

議長(宇野昌康君) 追加日程第4、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議題となっております議案第62号から議案第77号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(宇野昌康君) 異議なしと認めます。よって、議案第62号から議案第77号までについては、議案付託表のとおり付託することに決定をいたしました。

#### 散会の宣告

議長(宇野昌康君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

7日に予定されておりました本会議は、本日で日程が終了したため、休会といたします。

次回は12月14日金曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さんでございました。

(午後 3時05分)